

# 1 地方公務員給与実態調査結果等

1	ラスパイレス指数の状況	.....	P1
(1)	団体区分別の推移		P1
(2)	分布状況の推移		P1
(3)	都道府県のラスパイレス指数の状況	(平成25年4月1日時点)	P2
(4)	指定都市のラスパイレス指数の状況	( " )	P2
(5)	中核市のラスパイレス指数の状況	( " )	P3
(6)	市区町村のラスパイレス指数の状況	( " )	P4
(7)	都道府県のラスパイレス指数の状況	(平成25年7月1日時点)	P6
(8)	指定都市のラスパイレス指数の状況	( " )	P6
(9)	中核市のラスパイレス指数の状況	( " )	P7
(10)	市区町村のラスパイレス指数の状況	( " )	P8
2	平均給与月額	.....	P10
3	特殊勤務手当	.....	P12
4	国・地方の公務員給与の比較方法に関する意見交換について		P13
【参考】	地域手当補正後ラスパイレス指数		P14
【参考】	ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値		P15

平成26年3月

総務省

(連絡先)  
自治行政局 公務員部 給与能率推進室  
担当：土屋・前田  
電話：03-5253-5549(直)  
03-5253-5111(代)(内線23245、23252)  
FAX：03-5253-5550

# 1 ラスパイレス指数等の状況

## (1) 団体区分別の推移

＜第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)＞

区 分	S 49.4.1	H 5.4.1	H 15.4.1	H 24.4.1		H25.4.1		増 減			
				指数	参考値	指数	参考値	S49→H25		H24→H25	
								指数	参考値	指数	参考値
全地方公共 団体平均	110.6	102.4	100.1	107.0	98.9	106.9	98.8	△ 3.7	△ 11.8	△ 0.1	△ 0.1
都道府県	111.3	104.0	101.7	107.5	99.3	107.4	99.3	△ 3.9	△ 12.0	△ 0.1	0.0
指定都市	116.1	106.1	102.2	109.3	101.1	109.1	100.8	△ 7.0	△ 15.3	△ 0.2	△ 0.3
市	113.8	103.6	100.7	106.9	98.8	106.6	98.5	△ 7.2	△ 15.3	△ 0.3	△ 0.3
町 村	99.2	96.5	95.7	103.3	95.5	103.2	95.4	4.0	△ 3.8	△ 0.1	△ 0.1
特別区	—	106.0	102.1	108.3	100.1	108.2	100.0	-	-	△ 0.1	△ 0.1

※1 S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値。

※2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値。

## (2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)＞

(団体数)

区 分	S 49.4.1	H 5.4.1	H 15.4.1	H 24.4.1		H25.4.1		増 減				
				指数	参考値	指数	参考値	S49→H25		H24→H25		
								指数	参考値	指数	参考値	
110以上	(23.9%) 793	(0.2%) 5	(0.0%) 0	(5.2%) 93	(0.0%) 0	(4.8%) 86	(0.0%) 0	△ 707	△ 793	△ 7	0	
105以上	(17.3%) 574	(7.3%) 242	(0.2%) 5	(44.7%) 799	(0.1%) 2	(44.9%) 803	(0.1%) 1	229	△ 573	4	△ 1	
100以上105未満	(18.9%) 628	(25.7%) 848	(20.7%) 675	(38.0%) 680	(16.9%) 303	(39.0%) 697	(15.9%) 284	69	△ 344	17	△ 19	
100未満	(39.8%) 1,321	(66.9%) 2,211	(79.1%) 2,580	(12.1%) 217	(83.0%) 1,484	(11.3%) 203	(84.1%) 1,504	△ 1,118	183	△ 14	20	
内 訳	(39.8%) 1,321	95以上 100未満	(38.5%) 1,272	(45.2%) 1,473	(10.2%) 182	(54.2%) 969	(9.8%) 175	(55.6%) 995	△ 1,118	183	△ 7	26
		90以上 95未満	(20.2%) 669	(27.0%) 879	(1.6%) 28	(25.2%) 450	(1.2%) 21	(24.8%) 443			△ 7	△ 7
		90未満	(8.2%) 270	(7.0%) 228	(0.4%) 7	(3.6%) 65	(0.4%) 7	(3.7%) 66			0	1
合 計	(100.0%) 3,316	(100.0%) 3,306	(100.0%) 3,260	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	△ 1,527	△ 1,527	0	0	

※1 S49.4.1には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→H25の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(参考) 団体区分別ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)H25.4.1現在

(団体数)

区 分	都道府県		指定都市		市		町村		特別区		
	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	
110以上	(8.5%) 4	(0.0%) 0	(50.0%) 10	(0.0%) 0	(8.6%) 66	(0.0%) 0	(0.6%) 6	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	
105以上110未満	(85.1%) 40	(0.0%) 0	(40.0%) 8	(0.0%) 0	(59.0%) 454	(0.1%) 1	(29.9%) 278	(0.0%) 0	(100.0%) 23	(0.0%) 0	
100以上105未満	(4.3%) 2	(42.6%) 20	(10.0%) 2	(70.0%) 14	(28.7%) 221	(25.6%) 197	(50.8%) 472	(4.6%) 43	(0.0%) 0	(43.5%) 10	
100未満	(2.1%) 1	(57.4%) 27	(0.0%) 0	(30.0%) 6	(3.6%) 28	(74.3%) 571	(18.7%) 174	(95.4%) 887	(0.0%) 0	(56.5%) 13	
内 訳	(2.1%) 1	95以上 100未満	(51.1%) 24	(0.0%) 0	(25.0%) 5	(3.3%) 25	(61.1%) 470	(16.0%) 149	(51.9%) 483	(0.0%) 0	(56.5%) 13
		90以上 95未満	(0.0%) 0	(6.4%) 3	(0.0%) 0	(5.0%) 1	(0.1%) 1	(12.2%) 94	(2.2%) 20	(37.1%) 345	(0.0%) 0
		90未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.3%) 2	(0.9%) 7	(0.5%) 5	(6.3%) 59	(0.0%) 0
合 計	(100.0%) 47	(100.0%) 47	(100.0%) 20	(100.0%) 20	(100.0%) 769	(100.0%) 769	(100.0%) 930	(100.0%) 930	(100.0%) 23	(100.0%) 23	

(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

平成25年4月1日現在

＜第3表 都道府県のラスパイレス指数＞

順位	都道府県名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
1	静岡県	111.3	102.8	111.7	103.2	1
2	東京都	111.1	102.7	110.4	102.0	4
3	栃木県	110.2	101.9	104.9	97.0	40
3	福岡県	110.2	101.9	110.3	101.9	8
5	埼玉県	109.8	101.5	110.4	102.1	4
6	千葉県	109.7	101.4	110.5	102.2	3
7	茨城県	109.3	101.0	109.4	101.1	11
7	群馬県	109.3	101.0	109.7	101.4	9
9	宮城県	109.2	100.9	110.6	102.2	2
10	三重県	109.1	100.9	106.2	98.2	36
11	福島県	109.0	100.7	109.7	101.4	9
12	山形県	108.8	100.5	108.7	100.5	16
12	熊本県	108.8	100.6	109.0	100.8	13
14	愛知県	108.7	100.4	109.1	100.8	12
14	奈良県	108.7	100.4	108.8	100.5	14
16	和歌山県	108.6	100.3	108.7	100.4	16
17	新潟県	108.5	100.2	108.6	100.4	18
17	大分県	108.5	100.3	108.8	100.5	14
19	山梨県	108.3	100.1	108.3	100.1	20
19	山口県	108.3	100.1	108.5	100.3	19
21	滋賀県	107.9	99.7	107.3	99.2	31
22	富山県	107.8	99.6	107.7	99.6	24
22	岡山県	107.8	99.6	100.2	92.6	47
22	佐賀県	107.8	99.6	108.3	100.1	20

順位	都道府県名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
25	広島県	107.7	99.5	107.7	99.6	24
26	石川県	107.6	99.4	107.7	99.6	24
27	福井県	107.5	99.3	107.8	99.6	23
28	長崎県	107.3	99.2	108.0	99.8	22
29	青森県	107.2	99.1	107.7	99.5	24
30	京都府	107.1	98.9	107.6	99.5	28
30	愛媛県	107.1	98.9	107.4	99.3	29
32	沖縄県	107.0	98.9	107.4	99.3	29
33	秋田県	106.9	98.8	110.4	102.0	4
34	高知県	106.7	98.6	106.9	98.8	33
35	岩手県	106.5	98.5	107.1	99.0	32
35	長野県	106.5	98.4	106.3	98.2	35
37	岐阜県	106.4	98.3	102.7	95.0	43
38	神奈川県	105.9	97.9	110.4	102.1	4
38	香川県	105.9	97.9	106.0	97.9	37
40	兵庫県	105.8	97.8	105.8	97.8	38
40	宮崎県	105.8	97.8	106.5	98.4	34
40	鹿児島県	105.8	97.7	104.6	96.7	42
43	島根県	105.5	97.5	104.9	97.0	40
44	徳島県	105.0	97.0	105.6	97.6	39
45	北海道	101.9	94.1	102.1	94.4	44
46	大阪府	101.2	93.5	101.4	93.8	45
47	鳥取県	99.1	91.6	101.2	93.6	46

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況《指数が高い順》

＜第4表 指定都市のラスパイレス指数＞

順位	指定都市名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
1	川崎市	112.3	103.8	112.2	103.7	2
2	横浜市	111.9	103.4	112.0	103.5	3
3	名古屋市	111.6	103.1	112.5	104.0	1
4	北九州市	111.5	103.0	111.6	103.1	4
5	静岡市	111.0	102.6	111.3	102.9	5
6	福岡市	110.7	102.3	110.5	102.2	8
7	さいたま市	110.4	102.0	110.0	101.7	9
7	千葉市	110.4	102.0	109.6	101.3	11
9	京都市	110.3	101.9	111.1	102.7	6
9	神戸市	110.3	101.9	110.6	102.2	7

順位	指定都市名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
11	仙台市	109.5	101.2	109.9	101.6	10
12	岡山市	109.1	100.8	109.5	101.2	12
13	札幌市	108.8	100.5	108.9	100.6	14
14	相模原市	108.5	100.2	109.0	100.7	13
15	広島市	108.1	99.9	108.1	99.9	16
16	熊本市	107.7	99.5	108.6	100.3	15
17	新潟市	107.3	99.2	107.7	99.6	17
18	浜松市	105.9	97.9	105.8	97.8	19
19	大阪市	104.4	96.4	103.8	95.9	20
20	堺市	102.7	94.9	106.3	98.3	18

(5) 中核市(全42市)のラスパイレス指数の状況<指数が高い順>

平成25年4月1日現在

<第5表 中核市(全42市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	H25.4.1		H24.4.1		順位
		指数	参考値	指数	参考値	
1	西宮市	111.5	103.0	112.4	103.9	1
2	郡山市	111.3	102.8	111.1	102.7	2
3	宇都宮市	110.5	102.1	110.5	102.2	5
3	大津市	110.5	102.1	110.2	101.9	7
5	大分市	110.3	101.9	110.5	102.1	5
6	船橋市	110.2	101.9	110.6	102.2	4
6	豊田市	110.2	101.8	111.0	102.6	3
8	柏市	110.1	101.7	109.8	101.4	10
9	姫路市	110.0	101.6	109.8	101.5	10
10	岐阜市	109.8	101.5	109.7	101.4	13
11	岡崎市	109.7	101.4	109.8	101.5	10
12	いわき市	109.4	101.1	109.7	101.4	13
12	倉敷市	109.4	101.1	109.4	101.1	16
14	横須賀市	109.3	101.0	109.9	101.6	8
15	福山市	109.2	100.9	108.9	100.6	20
16	川越市	109.1	100.8	109.2	100.9	18
16	鹿児島市	109.1	100.8	109.9	101.6	8
18	豊橋市	109.0	100.8	109.0	100.7	19
19	富山市	108.8	100.6	108.8	100.6	21
20	下関市	108.7	100.5	108.8	100.6	21
21	宮崎市	108.4	100.2	109.6	101.3	15
22	金沢市	108.2	100.0	108.3	100.1	26
23	盛岡市	108.1	99.9	108.1	99.9	28
23	秋田市	108.1	99.9	108.8	100.5	21
23	松山市	108.1	99.9	108.4	100.2	25
23	高知市	108.1	99.9	107.5	99.3	33
27	久留米市	107.8	99.6	108.2	100.0	27
28	東大阪市	107.6	99.4	108.8	100.6	21
29	高崎市	107.5	99.4	107.7	99.6	32
29	和歌山市	107.5	99.3	108.0	99.8	29
31	長野市	107.4	99.3	107.9	99.7	30
32	青森市	107.3	99.1	107.9	99.7	30
32	高松市	107.3	99.2	109.3	101.0	17
34	前橋市	107.1	99.0	107.2	99.1	37
34	長崎市	107.1	99.0	107.4	99.3	34
36	旭川市	107.0	98.9	106.7	98.7	39
36	豊中市	107.0	98.8	107.0	98.9	38
38	高槻市	106.9	98.8	107.3	99.1	36
39	尼崎市	106.3	98.2	107.4	99.3	34
40	那覇市	106.1	98.0	106.5	98.4	—
41	奈良市	105.6	97.5	104.9	96.9	40
42	函館市	99.6	92.0	100.6	93.0	41

※那覇市は、平成25年4月1日に中核市に移行した。

(6) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,680団体）のラスパイレス指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

平成25年4月1日現在

(上位団体)

順位	市区町村名		H25.4.1		H24.4.1		
			指数	参考値	指数	参考値	順位
1	兵庫県	芦屋市	114.0	105.3	113.7	105.1	1
2	千葉県	八千代市	112.4	103.8	111.1	102.6	22
3	兵庫県	伊丹市	112.3	103.8	111.2	102.8	20
4	千葉県	松戸市	112.0	103.5	111.0	102.6	25
5	千葉県	芝山町	111.9	103.4	110.4	102.0	45
6	東京都	武蔵野市	111.8	103.2	110.8	102.3	32
7	埼玉県	熊谷市	111.6	103.0	112.1	103.5	7
8	埼玉県	川口市	111.5	103.0	111.4	103.0	17
8	千葉県	市川市	111.5	103.0	112.4	103.9	6
8	千葉県	神崎町	111.5	102.9	112.7	103.9	5
11	東京都	町田市	111.3	102.9	110.4	102.1	45
11	東京都	福生市	111.3	102.8	109.6	101.3	83
11	愛知県	東海市	111.3	102.9	111.2	102.8	20
14	千葉県	市原市	111.2	102.7	111.5	103.0	15
14	東京都	稲城市	111.2	102.7	110.3	101.9	51
14	三重県	四日市市	111.2	102.7	110.8	102.4	32
17	埼玉県	上尾市	111.1	102.6	111.4	103.0	17
17	埼玉県	戸田市	111.1	102.7	111.9	103.4	10
17	千葉県	我孫子市	111.1	102.6	111.6	103.1	14
17	千葉県	袖ヶ浦市	111.1	102.7	110.7	102.4	36
17	東京都	小金井市	111.1	102.6	110.6	102.1	40
22	埼玉県	越谷市	111.0	102.5	110.3	102.0	51
22	埼玉県	桶川市	111.0	102.6	111.9	103.5	10
22	静岡県	熱海市	111.0	102.5	110.4	102.0	45
22	静岡県	三島市	111.0	102.5	110.7	102.2	36
22	兵庫県	三田市	111.0	102.6	111.3	102.9	19

順位	市区町村名		H25.4.1		H24.4.1		
			指数	参考値	指数	参考値	順位
22	長崎県	時津町	111.0	102.5	111.0	102.5	25
28	東京都	瑞穂町	110.9	102.4	109.3	101.0	112
28	愛知県	岩倉市	110.9	102.5	110.8	102.4	32
30	埼玉県	滑川町	110.8	102.4	111.0	102.5	25
30	千葉県	鎌ヶ谷市	110.8	102.3	112.0	103.5	9
30	東京都	調布市	110.8	102.3	110.8	102.3	32
30	愛知県	犬山市	110.8	102.4	111.0	102.6	25
34	神奈川県	藤沢市	110.7	102.3	113.4	104.8	3
34	静岡県	沼津市	110.7	102.3	110.6	102.3	40
34	広島県	竹原市	110.7	102.2	111.0	102.6	25
37	埼玉県	入間市	110.6	102.2	110.4	102.0	45
37	静岡県	御殿場市	110.6	102.2	111.1	102.7	22
39	埼玉県	八潮市	110.5	102.0	111.5	103.0	15
39	大阪府	阪南市	110.5	102.0	108.8	100.5	167
39	大分県	日田市	110.5	102.1	110.7	102.3	36
42	東京都	国分寺市	110.4	102.0	109.2	100.9	119
42	東京都	狛江市	110.4	101.9	109.4	101.0	101
42	東京都	羽村市	110.4	101.9	109.4	101.1	101
42	神奈川県	開成町	110.4	102.0	109.4	101.1	101
42	静岡県	藤枝市	110.4	102.0	110.0	101.7	63
47	埼玉県	和光市	110.3	101.9	110.2	101.9	56
47	埼玉県	北本市	110.3	101.9	110.3	101.9	51
47	千葉県	佐倉市	110.3	101.9	111.0	102.5	25
47	岡山県	玉野市	110.3	101.9	109.7	101.4	76
47	福岡県	行橋市	110.3	101.9	111.1	102.7	22

(下位団体)

順位	市区町村名		H25.4.1		H24.4.1		
			指数	参考値	指数	参考値	順位
1	大分県	姫島村	78.6	72.5	78.9	72.9	1
2	新潟県	粟島浦村	79.6	73.4	81.6	75.3	2
3	北海道	夕張市	83.1	76.7	82.4	76.1	3
4	北海道	留萌市	85.5	79.0	85.5	79.0	4
5	青森県	大鰐町	87.7	81.0	89.2	82.4	5
6	沖縄県	多良間村	88.2	81.4	90.5	83.4	8
7	沖縄県	与那国町	89.7	82.7	94.0	86.9	26
8	京都府	笠置町	90.9	83.9	93.3	86.0	19
8	鹿児島県	与論町	90.9	83.9	89.9	83.0	7
10	鹿児島県	伊仙町	91.0	84.0	89.2	82.4	5
11	愛媛県	上島町	91.4	84.4	92.5	85.5	12
12	沖縄県	座間味村	92.2	85.0	105.2	97.1	929
13	沖縄県	伊平屋村	92.3	85.3	91.1	84.1	9
14	東京都	御蔵島村	92.8	85.6	92.5	85.4	12
14	石川県	穴水町	92.8	85.8	93.6	86.5	22
16	埼玉県	皆野町	93.0	85.9	92.5	85.4	12
16	石川県	中能登町	93.0	85.9	92.5	85.5	12
18	福井県	池田町	93.4	86.2	92.5	85.4	12
18	沖縄県	栗国村	93.4	86.2	92.0	84.8	11
20	鹿児島県	徳之島町	93.5	86.4	93.5	86.4	21
21	奈良県	天川村	93.9	86.7	93.6	86.5	22
22	奈良県	下北山村	94.0	86.7	92.5	85.3	12
22	愛媛県	愛南町	94.0	86.8	93.3	86.2	19
24	沖縄県	北大東村	94.1	86.9	94.4	87.3	29
25	石川県	宝達志水町	94.2	86.9	94.1	86.8	27
26	沖縄県	東村	94.3	87.0	95.6	88.2	39

順位	市区町村名		H25.4.1		H24.4.1		
			指数	参考値	指数	参考値	順位
26	沖縄県	渡名喜村	94.3	87.1	94.7	87.4	30
28	青森県	黒石市	94.7	87.5	93.7	86.6	24
29	秋田県	井川町	95.0	87.8	96.1	88.8	43
30	東京都	青ヶ島村	95.2	88.3	94.7	87.8	30
31	愛媛県	伊方町	95.3	88.0	94.8	87.6	32
32	岐阜県	白川町	95.4	88.0	93.7	86.5	24
33	秋田県	八郎潟町	95.5	88.4	95.6	88.5	39
33	群馬県	神流町	95.5	88.3	96.9	89.6	51
35	沖縄県	南大東村	95.6	88.3	94.3	87.2	28
36	愛知県	東栄町	95.7	88.4	96.1	88.7	43
36	高知県	佐川町	95.7	88.4	99.4	91.7	168
38	岩手県	田野畑村	95.8	88.5	96.9	89.4	51
38	大阪府	泉佐野市	95.8	88.4	94.9	87.7	34
40	群馬県	上野村	95.9	88.6	97.9	90.4	84
41	鹿児島県	阿久根市	96.0	88.7	97.3	89.8	64
42	長野県	泰阜村	96.1	88.6	96.1	88.7	43
43	東京都	三宅村	96.2	88.9	95.5	88.2	37
43	岐阜県	東白川村	96.2	88.7	97.2	89.8	62
43	和歌山県	高野町	96.2	88.9	97.5	90.1	69
46	宮崎県	西米良村	96.4	89.1	96.0	88.6	42
47	奈良県	上牧町	96.5	89.1	92.5	85.4	12
48	岐阜県	池田町	96.6	89.2	96.6	89.2	48
48	熊本県	産山村	96.6	89.1	97.8	90.2	80
50	福島県	泉崎村	96.7	89.1	97.6	90.0	71
50	山梨県	小菅村	96.7	89.4	97.2	89.8	62
50	奈良県	上北山村	96.7	89.2	95.3	87.9	36

(7) 都道府県のラスパイレス指数の状況 (H25.7.1現在) ≪指数が高い順≫

平成25年7月1日現在

<第7表 都道府県のラスパイレス指数>

順位	都道府県名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
1	東京都	111.1	111.1	2	
1	静岡県	111.1	111.3	1	
3	山形県	108.8	108.8	12	
4	愛知県	108.6	108.7	14	
5	新潟県	108.5	108.5	17	
6	香川県	105.7	105.9	38	
7	三重県	103.4	109.1	10	
8	神奈川県	102.8	105.9	38	
9	栃木県	102.7	110.2	3	
10	秋田県	101.7	106.9	33	
10	岐阜県	101.7	106.4	37	
12	福岡県	101.6	110.2	3	
13	千葉県	101.5	109.7	6	
14	埼玉県	101.4	109.8	5	
15	茨城県	101.3	109.3	7	
16	福島県	101.2	109.0	11	
16	大阪府	101.2	101.2	46	
18	群馬県	101.1	109.3	7	
19	和歌山県	100.9	108.6	16	
20	徳島県	100.8	105.0	44	
21	宮城県	100.6	109.2	9	
21	滋賀県	100.6	107.9	21	
21	兵庫県	100.6	105.8	40	
24	山梨県	100.4	108.3	19	

順位	都道府県名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
24	奈良県	100.4	108.7	14	
24	熊本県	100.4	108.8	12	
24	大分県	100.4	108.5	17	
28	山口県	100.3	108.3	19	
29	長野県	100.0	106.5	35	
29	島根県	100.0	105.5	43	
31	石川県	99.9	107.6	26	
31	愛媛県	99.9	107.1	30	
33	岡山県	99.7	107.8	22	
33	高知県	99.7	106.7	34	
35	富山県	99.6	107.8	22	
35	福井県	99.6	107.5	27	
35	広島県	99.6	107.7	25	
38	青森県	99.5	107.2	29	
38	京都府	99.5	107.1	30	
38	宮崎県	99.5	105.8	40	
41	北海道	99.3	101.9	45	
41	佐賀県	99.3	107.8	22	
41	沖縄県	99.3	107.0	32	
44	鹿児島県	99.2	105.8	40	
45	岩手県	99.0	106.5	35	
45	鳥取県	99.0	99.1	47	
47	長崎県	98.9	107.3	28	

(8) 指定都市のラスパイレス指数の状況 (H25.7.1現在) ≪指数が高い順≫

<第8表 指定都市のラスパイレス指数>

順位	指定都市名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
1	川崎市	112.0	112.3	1	
2	静岡市	111.0	111.0	5	
3	仙台市	109.3	109.5	11	
4	岡山市	109.0	109.1	12	
5	札幌市	108.4	108.8	13	
6	名古屋市	108.1	111.6	3	
7	新潟市	107.1	107.3	17	
8	神戸市	107.0	110.3	9	
9	横浜市	106.2	111.9	2	
10	浜松市	105.6	105.9	18	

順位	指定都市名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
11	京都市	105.4	110.3	9	
12	千葉市	105.1	110.4	7	
13	大阪市	104.3	104.4	19	
14	北九州市	103.3	111.5	4	
15	福岡市	103.0	110.7	6	
16	堺市	102.5	102.7	20	
17	さいたま市	102.3	110.4	7	
17	相模原市	102.3	108.5	14	
19	広島市	101.5	108.1	15	
20	熊本市	99.7	107.7	16	

(9) 中核市(全42市)のラスパイレス指数の状況(H25.7.1現在)《指数が高い順》

**平成25年7月1日現在**

<第9表 中核市(全42市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
1	西宮市	113.4	111.5	1
2	柏市	111.5	110.1	8
3	郡山市	110.7	111.3	2
4	大津市	110.4	110.5	3
5	豊田市	110.2	110.2	6
6	船橋市	110.0	110.2	6
7	岡崎市	109.7	109.7	11
8	いわき市	109.3	109.4	12
9	福山市	109.1	109.2	15
10	横須賀市	109.0	109.3	14
11	川越市	108.9	109.1	16
11	大分市	108.9	110.3	5
13	秋田市	107.9	108.1	23
13	高知市	107.9	108.1	23
15	東大阪市	107.4	107.6	28
16	長野市	107.3	107.4	31
17	前橋市	107.1	107.1	34
18	青森市	106.9	107.3	32
19	豊中市	106.8	107.0	36
20	旭川市	106.7	107.0	36
21	高槻市	106.6	106.9	38
22	尼崎市	106.0	106.3	39
23	岐阜市	105.7	109.8	10
23	那覇市	105.7	106.1	40
25	豊橋市	104.6	109.0	18
26	高松市	104.4	107.3	32
27	和歌山市	103.6	107.5	29
28	宮崎市	103.0	108.4	21
29	下関市	102.7	108.7	20
30	宇都宮市	102.5	110.5	3
31	倉敷市	102.2	109.4	12
32	長崎市	101.6	107.1	34
33	姫路市	101.4	110.0	9
34	富山市	100.6	108.8	19
35	鹿児島市	100.4	109.1	16
36	松山市	100.0	108.1	23
37	金沢市	99.8	108.2	22
37	奈良市	99.8	105.6	41
39	盛岡市	99.7	108.1	23
39	久留米市	99.7	107.8	27
41	函館市	99.4	99.6	42
42	高崎市	99.3	107.5	29



(10) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,680団体）のラスパイレス指数の状況（H25.7.1現在）

<第10表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

平成25年7月1日現在

(上位団体)

順位	団体名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
1	兵庫県芦屋市	113.8	114.0	1
2	東京都武蔵野市	113.2	111.8	6
3	千葉県我孫子市	112.7	111.1	17
4	大阪府松原市	112.4	108.5	184
5	東京都小金井市	112.3	111.1	17
6	千葉県八千代市	112.2	112.4	2
6	神奈川県藤沢市	112.2	110.7	34
6	兵庫県伊丹市	112.2	112.3	3
9	千葉県鎌ヶ谷市	112.1	110.8	30
10	静岡県御殿場市	111.8	110.6	37
11	福島県福島市	111.7	109.7	75
11	東京都国分寺市	111.7	110.4	42
13	千葉県松戸市	111.5	112.0	4
13	静岡県富士市	111.5	110.1	57
15	千葉県芝山町	111.4	111.9	5
16	愛知県東海市	111.3	111.3	11
17	千葉県市川市	111.2	111.5	8
17	東京都町田市	111.2	111.3	11
17	東京都稲城市	111.2	111.2	14
17	三重県四日市市	111.2	111.2	14
21	千葉県市原市	111.1	111.2	14
21	東京都福生市	111.1	111.3	11
23	千葉県袖ヶ浦市	110.9	111.1	17
23	静岡県熱海市	110.9	111.0	22
25	東京都瑞穂町	110.8	110.9	28

順位	団体名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
26	埼玉県越谷市	110.7	111.0	22
26	東京都青梅市	110.7	109.3	101
26	兵庫県三田市	110.7	111.0	22
29	神奈川県逗子市	110.6	109.2	107
29	愛知県岩倉市	110.6	110.9	28
31	東京都調布市	110.5	110.8	30
31	愛知県犬山市	110.5	110.8	30
33	埼玉県入間市	110.4	110.6	37
33	東京都多摩市	110.4	109.4	93
33	神奈川県開成町	110.4	110.4	42
33	静岡県三島市	110.4	111.0	22
37	静岡県藤枝市	110.3	110.4	42
37	福岡県行橋市	110.3	110.3	47
39	埼玉県和光市	110.2	110.3	47
39	東京都羽村市	110.2	110.4	42
39	愛知県豊川市	110.2	110.2	52
39	大阪府阪南市	110.2	110.5	39
43	千葉県佐倉市	110.1	110.3	47
43	東京都狛江市	110.1	110.4	42
43	愛知県小牧市	110.1	110.2	52
43	大分県日田市	110.1	110.5	39
47	三重県鈴鹿市	110.0	110.1	57
48	福島県桑折町	109.9	109.9	64
48	千葉県木更津市	109.9	109.8	68
48	千葉県成田市	109.9	110.0	60

(下位団体)

順位	団体名		H25.7.1	H25.4.1	
			指数	指数	順位
1	大分県	姫島村	76.8	78.6	1
2	新潟県	粟島浦村	79.6	79.6	2
3	北海道	夕張市	82.9	83.1	3
4	北海道	留萌市	85.3	85.5	4
5	青森県	大鰐町	87.7	87.7	5
6	沖縄県	与那国町	89.0	89.7	7
7	京都府	笠置町	90.1	90.9	8
8	鹿児島県	与論町	90.7	90.9	8
9	鹿児島県	伊仙町	90.9	91.0	10
10	沖縄県	渡名喜村	91.3	94.3	26
11	石川県	穴水町	91.7	92.8	14
12	愛媛県	上島町	91.9	91.4	11
13	東京都	御蔵島村	92.1	92.8	14
14	沖縄県	座間味村	92.2	92.2	12
15	沖縄県	伊平屋村	92.3	92.3	13
16	鹿児島県	徳之島町	92.6	93.5	20
17	石川県	中能登町	92.9	93.0	16
18	埼玉県	皆野町	93.0	93.0	16
19	沖縄県	多良間村	93.1	88.2	6
20	秋田県	八郎潟町	93.4	95.5	33
20	福井県	池田町	93.4	93.4	18
22	沖縄県	粟国村	93.5	93.4	18
23	愛媛県	愛南町	93.6	94.0	22
24	青森県	黒石市	94.0	94.7	28
24	奈良県	下北山村	94.0	94.0	22
24	沖縄県	北大東村	94.0	94.1	24

順位	団体名		H25.7.1	H25.4.1	
			指数	指数	順位
27	沖縄県	東村	94.1	94.3	26
28	石川県	宝達志水町	94.2	94.2	25
28	奈良県	天川村	94.2	93.9	21
30	東京都	三宅村	94.3	96.2	43
30	沖縄県	南大東村	94.3	95.6	35
32	岐阜県	白川町	94.7	95.4	32
33	長野県	売木村	94.8	96.9	54
34	愛媛県	伊方町	94.9	95.3	31
35	秋田県	井川町	95.0	95.0	29
36	東京都	青ヶ島村	95.2	95.2	30
37	岩手県	田野畑村	95.4	95.8	38
38	群馬県	神流町	95.5	95.5	33
39	大阪府	泉佐野市	95.6	95.8	38
40	群馬県	上野村	95.7	95.9	40
40	愛知県	東栄町	95.7	95.7	36
42	岐阜県	東白川村	95.8	96.2	43
43	長野県	泰阜村	96.0	96.1	42
43	鹿児島県	阿久根市	96.0	96.0	41
45	和歌山県	高野町	96.1	96.2	43
45	高知県	佐川町	96.1	95.7	36
45	福岡県	田川市	96.1	103.7	637
45	福岡県	うきは市	96.1	104.0	696
49	和歌山県	湯浅町	96.2	99.3	154
49	島根県	奥出雲町	96.2	99.4	158
49	宮崎県	西米良村	96.2	96.4	46

## 2 平均給与月額

＜第11表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)＞

(単位:歳・円)

職種区分	年	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	国家公務員			
							平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	H25	42.5	337,404	82,629	420,033	378,380	43.0	318,352 (343,646)	384,842 (413,983)	
	H24	42.7	339,171	82,459	421,630	380,826	42.8	317,013 (342,168)	382,800 (411,745)	
主な内訳	一般行政職	H25	42.8	328,842	80,177	409,019	370,822	43.1	307,220 (332,446)	376,257 (405,463)
		H24	43.1	331,189	80,081	411,270	373,923	42.8	304,944 (329,917)	372,906 (401,789)
	技能労務職	H25	48.3	319,325	61,370	380,695	356,855	49.9	272,119 (286,850)	309,534 (325,400)
		H24	48.1	318,959	61,907	380,866	357,233	49.7	270,465 (285,030)	307,506 (323,181)
	高等学校教育職	H25	44.8	383,266	60,590	443,856	420,485	—	—	—
		H24	44.8	384,493	61,280	445,773	422,397	—	—	—
	小・中学校教育職	H25	43.6	367,031	52,724	419,755	403,243	—	—	—
		H24	43.8	368,725	53,172	421,897	405,388	—	—	—
	警察職	H25	39.0	320,810	140,939	461,749	364,672	41.2	297,683 (316,267)	346,775 (367,489)
		H24	39.3	322,203	140,658	462,861	367,205	41.2	297,622 (316,195)	346,716 (367,421)

※ 1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。  
(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

3 「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

4 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

5 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

6 国家公務員の「平均俸給月額」及び「平均給与月額」欄の下段括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

<第12表 団体区分別平均給与月額(一般行政職・H25)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全地方公共団体	42.8	328,842	80,177	409,019	370,822
都道府県	43.4	335,404	84,569	419,973	375,236
指定都市	42.3	332,553	112,278	444,831	391,372
市	42.7	326,837	73,320	400,157	366,159
町村	42.5	313,855	45,381	359,236	341,234
特別区	42.5	325,508	120,294	445,802	403,409
国	43.1	307,220 (332,446)	—	—	376,257 (405,463)

- ※ 1 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第11表に同じ。  
 2 国の欄の下段括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

### 3 特殊勤務手当

<第13表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

団体区分	H15		H24		H25		H24 → H25		H15 → H25	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団 体	(百万円) 18,101	(円) 5,813	(百万円) 15,329	(円) 5,529	(百万円) 15,581	(円) 5,653	(百万円) 252	(円) 124	(百万円) △ 2,520	(円) △ 160
都道府県	6,961	4,270	6,941	4,580	7,011	4,649	70	69	50	379
指定都市	2,642	10,910	1,136	4,678	1,113	4,621	△ 23	△ 57	△ 1,529	△ 6,289
市	5,213	7,585	5,190	7,265	5,284	7,450	94	185	71	△ 135
町 村	1,196	3,441	569	4,025	566	4,066	△ 3	41	△ 630	625
特別区	249	3,328	60	968	59	963	△ 1	△ 5	△ 190	△ 2,365

<第14表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

職種区分	H15		H24		H25		H24→H25	H15→H25
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 3,113,826	(円) 5,813	(人) 2,772,480	(円) 5,529	(人) 2,756,186	(円) 5,653	(円) 124	(円) △ 160
一般行政職	965,356	1,032	834,873	414	832,814	427	13	△ 605
医師・歯科医師職	23,344	164,666	12,596	217,507	12,289	224,165	6,658	59,499
看護・保健職	157,095	16,610	96,473	13,369	94,425	13,498	129	△ 3,112
消 防 職	153,115	8,203	157,128	5,883	157,658	5,830	△ 53	△ 2,373
警 察 職	237,963	10,504	255,734	9,071	256,026	9,119	48	△ 1,385

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など
高等学校教育職 小・中学校教育職	・教員特殊業務手当(災害時の緊急業務、引率指導業務、部活動の指導に従事したとき) ・教育業務連絡指導手当(学年主任等に対し支給)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など

# 国・地方の公務員給与の比較方法に関する意見交換について

## 1. 概要

国と地方の給与比較のあり方について、地方から様々な意見が寄せられていることを踏まえ、今後の国・地方の給与比較のあり方について意見交換の場を設け、平成25年12月～平成26年2月に2回にわたり議論を行った。

<メンバー>

総務省：公務員部長、公務員課長、給与能率推進室長

地方側：全国知事会、全国市長会、全国町村会の推薦団体（岐阜県、さいたま市、さぬき市、宮城県利府町）の部課長等

## 2. 意見交換における主な意見

- ・ 現行のラスパイレス指数には、一定の合理性や長年の実績がある。
- ・ 給与実態調査の公表の際、国と地方では手当に差があること、平均給与月額では地方の方が低いことなど分かりやすく公表すべきではないか。
- ・ 給与比較において、地域手当を何らかに加味すべきではないか。
- ・ 指定職の職務や責任、給与制度の相違はあるが、国の行政の中の典型的な職種でもあることから、ラスパイレス指数に指定職も含めた場合の試算をしてはどうか。  
などの意見があった。

## 3. 意見を踏まえた対応

2の意見を踏まえ、地方公務員給与実態調査の公表において、以下の充実を図った。

- ① 国と地方の給与について、給与に占める給料と手当の状況、平均給与月額の推移などラスパイレス指数以外の数値を分かりやすく公表  
→ポイント「2 平均給与月額」
- ② 各団体の地域手当支給率を加味した「地域手当補正後ラスパイレス指数」を算出し公表  
→14頁「参考 地域手当補正後ラスパイレス指数」
- ③ ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値を算出し公表  
→15頁「参考 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値」

## [参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

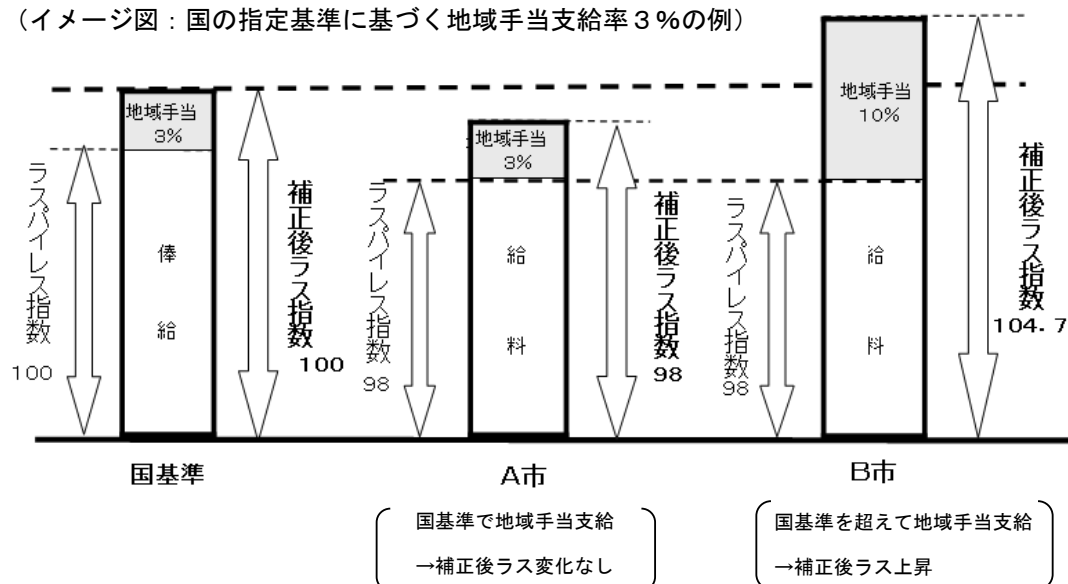
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

### 1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

（イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例）



### 2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

区 分	ラスパイレス指数		地域手当補正後ラスパイレス指数		差 引	
	A	(参考値)	B	(参考値)	B-A	(参考値)
全地方公共団体	106.9	98.8	106.7	98.7	△ 0.2	△ 0.1
都 道 府 県	107.4	99.3	106.9	98.8	△ 0.5	△ 0.5
指 定 都 市	109.1	100.8	108.8	100.5	△ 0.3	△ 0.3
市	106.6	98.5	106.7	98.6	0.1	0.1
町 村	103.2	95.4	103.4	95.6	0.2	0.2
特 別 区	108.2	100.0	108.2	100.0	0.0	0.0

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値

## [参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、今般、試みとして算出したものである。

### 1 指定職俸給表が適用される主な官職

号俸	主な官職
八号俸	事務次官、 会計検査院事務総長、人事院事務総長、 警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官 等
七号俸	警視總監
六号俸	会計検査院事務総局次長、内閣府審議官、 公正取引委員会事務総長、警察庁次長、 総務審議官、外務審議官、財務官、技監、 原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長 等
五号俸	試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
四号俸	内部部局の長、 試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
三号俸	外局の次長、 試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
一号俸又は二号俸	本府省の部長 等、 その他上記に掲げる施設以外の長 等

指定職俸給表適用職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在） 843 人

（行政職俸給表（一）適用職員数（ " ） 139,545 人）

### 2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）

＜試算方法＞

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記 843 人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「平成 25 年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の 2 つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

平成 25 年 4 月 1 日現在

区 分	ラスパイレス指数		指定職を含めた 場合の試算値		差 引	
	A	(参考値)	B	(参考値)	B-A	(参考値)
全地方公共団体	106.9	98.8	106.3	98.2	△ 0.6	△ 0.6
都 道 府 県	107.4	99.3	106.9	98.7	△ 0.5	△ 0.6
指 定 都 市	109.1	100.8	108.5	100.3	△ 0.6	△ 0.5
市	106.6	98.5	106.1	98.0	△ 0.5	△ 0.5
町 村	103.2	95.4	102.7	94.9	△ 0.5	△ 0.5
特 別 区	108.2	100.0	107.6	99.4	△ 0.6	△ 0.6

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値



## 地方財政計画の役割

地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 1 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 2 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

### 【地方財政計画の役割】

#### ① 国家財政・国民経済等との整合性の確保

→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。

#### ② 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障

#### ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入

- ・超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出

- ・国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

# 平成26年度地方財政収支

(単位:兆円)

※( )内は平成25年度当初の数値

→ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1.2(1.5)

歳出	給与関係経費	一般行政経費	投資的経費	公債費	その他
83.4兆円 (81.9兆円)	20.3 (19.7)	33.2 (31.8)	11.0 (10.7)	13.1 (13.1)	4.5 (5.1)

国・地方で折半

歳入	国庫支出金	地方債等	地方税・地方譲与税等	地方交付税	臨時財政対策加算	臨時財政対策債折半分
83.4兆円 (81.9兆円)	12.4 (11.9)	10.6 (10.3)	37.9 (36.5)	16.9(17.1)	2.6 (3.6)	2.6 (3.6)
				[法定率分等 13.6 (12.5)] [別枠加算 0.6 (1.0)]		

⑳地方一般財源総額 60.4兆円(㉑59.8兆円)

（趣旨）

第一条 この府令は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査（以下「地方公務員給与実態調査」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第二条 地方公務員給与実態調査は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。

（調査の対象となる職員）

第三条 地方公務員給与実態調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する都道府県（都道府県の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、市町村（特別区並びに市、特別区又は町村の加入する一部事務組合及び広域連合で都道府県の加入しないもの並びに財産区を含む。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人の職員のうち、次の各号に掲げる者以外の者（以下「職員」という。）とする。

- 一 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号から第五号まで及び同法附則第二十一項に規定する職にある者
- 二 一般職に属する者で臨時又は非常勤のもの
- 三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けた者を除く。）

四 未帰還職員

2 前項第二号に掲げる者には、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が次条に規定する調査の期日において引き続いて十二月を超える者は含まないものとする。

（調査の期日）

第四条 地方公務員給与実態調査は、昭和四十三年以降五年ごとに四月一日現在で行う。

（調査事項）

第五条 地方公務員給与実態調査は、次の各号に掲げる事項につき、職員の職務の実態に応じて、地方公務員給与実態調査票（以下「調査票」という。）によつて行う。

- 一 所属する都道府県又は市町村の名称
- 二 所属する公署の名称

- 三 氏名
- 四 性別
- 五 生年月日及び年齢
- 六 学歴、資格及び免許
- 七 経験月数
- 八 職種
- 九 職務
- 十 職務上の地位
- 十一 給与の支出される会計の別
- 十二 採用時における前歴の有無
- 十三 採用年月
- 十四 給与の月額
- 十五 報酬及び給料の月額
- 十六 諸手当の月額
- 十七 年間給与の額
- 十八 その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(調査票の種類及び様式)

第六条 調査票の種類は、一般職職員用及び特別職職員用とする。

2 調査票の様式は、総務大臣が定める。

(報告義務)

第七条 職員は、調査票に記載された事項について、総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の報告は、調査票によつて行なうものとする。

(調査票の提出)

第八条 職員は、調査票二部に所定の事項を記入し、当該職員の属する地方公共団体の長（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

2 前項の調査票の提出を受けた地方公共団体の長は、これに所定の事項を記入し、一部を保管し、他の一部を総務大臣の定める期日までに、総務大臣（都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市以外の地方公共団体の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣）に提出しなければならない。

(集計事項)

第九条 地方公務員給与実態調査において集計すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地方公共団体別、会計別及び職種別の職員数及び給与月額について、次に掲げる

## 事項

- ア 学歴別及び経験年数別の職員数及び給料月額
  - イ 学歴別及び年齢別の職員数並びに給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額
  - ウ 諸手当のうち、扶養手当及び地域手当以外のものに係る職員数及び手当月額
- 二 その他総務大臣が統計法第九条又は第十一条の規定に基づく承認を受けて定めた事項

### (集計の方法)

第十条 地方公務員給与実態調査の集計は、独立行政法人統計センターに委託して行う。ただし、特別職に属する職員に係る地方公務員給与実態調査の集計は、総務省において行うものとする。

### (結果の公表)

第十一条 地方公務員給与実態調査の結果は、集計終了後すみやかに公表するものとする。

第十二条 削除

第十三条 削除

### (調査票の保存等)

第十四条 調査票その他関係書類の保存期間は、公表後一月とする。ただし、地方公共団体の長は、必要に応じ公表後一年まで保存期間を延長することができる。

- 2 集計表の保存期間は、公表後五年とする。
- 3 調査票その他関係書類の保存責任者は、総務大臣及び地方公共団体の長（調査票にあつては、総務大臣及び第八条第一項の規定により調査票の提出を受けた地方公共団体の長）とする。
- 4 集計表の保存責任者は、総務大臣とする。

### (人事委員会等の協力)

第十五条 地方公共団体の長は、地方公務員給与実態調査については、人事委員会、教育委員会その他地方公共団体の機関の協力を求めることができる。

## 附 則 抄

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 3 第三条に規定する地方公務員給与実態調査の対象となる地方公務員のうち特別職に属する職員に関しては、当分の間、地方公務員給与実態調査の対象を、普通地方公共団体又は特別区の職員で次に掲げる者及び特定地方独立行政法人の役員に限るものと

する。

- 一 知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
- 二 副知事又は副市町村長（特別区の副区長を含む。）
- 三 出納長又は収入役
- 四 議会の議員
- 五 地方自治法第百八十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる委員会の委員及び同項第四号に掲げる委員並びに同条第二項各号又は同条第三項各号に掲げる委員会の委員
- 六 地方公営企業管理者

## 未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料

平成27年1月14日

基幹統計名	民間給与実態統計
実施府省・部局名	国税庁長官官房企画課

## 1. 当該基幹統計（基幹統計調査）の概要

統計の目的	<p>「民間給与実態統計調査」は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査である。「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。</p>
作成の方法	事業所を対象とする標本調査の結果により作成。
統計体系の見直し、調査の沿革	<p>民間給与実態統計調査は、昭和 24 年分から始まり、以後毎年実施している。昭和 29 年分の調査から、統計法に基づく指定統計（第 77 号）となり、平成 19 年の統計法改正により、平成 20 年分の調査からは基幹統計とされている。</p> <p>最近の見直し例は以下のとおり。</p> <p>（平成 19 年 12 月 7 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集計結果の業種分類を現行の 10 分類から 14 分類に変更する。</li> <li>○ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の改正を踏まえ、給与所得者用調査票の「損害保険料控除」欄を「地震保険料控除」欄に変更する。</li> <li>○ 給与階級別の諸控除に関する集計表に男女別表章を追加する。また、再雇用制度の導入等を踏まえ、年齢別表章の 60 歳以上の区分に、60～64、65～69、70 歳以上という区分を追加する。</li> </ul> <p>（平成 20 年 12 月 2 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の第 12 回改定を踏まえ、業種分類の変更を行う。</li> </ul> <p>（平成 22 年 12 月 20 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が行っていた紙媒体等による調査業務について、従来行っていた配布業務の民間委託に加え、回収・審査等一連の調査業務を民間委託したことに伴い、同調査票の提出先を国税局長から国税庁長官に変更。</li> </ul> <p>（平成 23 年 12 月 12 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 23 年度の所得税法改正に伴い、調査票（給与所得者用）の表記を変更（「一般扶養親族」から「一般の控除対象扶養親族」等）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ e-Tax（国税電子申告・納税システム）によるオンライン調査から政府統計共同利用システムによるオンライン調査システムへ移行 等</li> </ul> <p>（平成24年11月26日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度税制改正に伴い、調査票（給与所得者用）に「介護医療保険料控除額」を追加</li> <li>○ 非正規の給与所得者の増加に伴い、調査票（給与所得者用）の職務欄を変更（「パートタイマー」に代え、「パートタイマー、アルバイト等非正規の給与所得者」の区分を設ける）</li> <li>○ 調査票様式について、一部の調査項目をマークシート方式に変更する等、誤記入防止等を目的とした所要の変更</li> </ul>											
最終改正以降の見直し検討状況等	税制改正が行われた場合は、必要に応じて調査項目の見直しを行う。											
調査の根拠法令	統計法 民間給与実態統計調査規則（昭和30年2月22日大蔵省令第3号）											
調査の体系等	民間給与実態統計調査は、「調査票（源泉徴収義務者用）」、「調査票（給与所得者用）」の2種類から構成。											
調査の対象（報告者数）	<p>この調査は、各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）を対象としている（下図網掛け部分）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">源泉徴収義務者</th> </tr> <tr> <th>民間の事業所</th> <th>官公庁等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">給与 所得者</td> <td style="background-color: #cccccc;">従業員（非正規を含む。）、役員</td> <td rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">国家公務員、地方公務員、公庫職員等（非正規を含む。）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平成25年分調査における標本事業所数は20,525、標本給与所得者数は295,108である。</p>		源泉徴収義務者		民間の事業所	官公庁等	給与 所得者	従業員（非正規を含む。）、役員	国家公務員、地方公務員、公庫職員等（非正規を含む。）	全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者	
	源泉徴収義務者											
	民間の事業所	官公庁等										
給与 所得者	従業員（非正規を含む。）、役員	国家公務員、地方公務員、公庫職員等（非正規を含む。）										
	全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員											
	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者											
有効回収率（うちオンライン回収率）	<p>平成25年分調査における</p> <p>調査対象事業所数 27,057事業所</p> <p>有効回答事業所数 20,525事業所</p> <p>有効回答率 75.9%</p> <p>（うちオンライン回収率 6.9% 1,863事業所）</p>											
抽出方法	<p>この調査は、標本として抽出された源泉徴収義務者（以下「標本事業所」という。）及び標本事業所に勤務する給与所得者（以下「標本給与所得者」という。）について行っている。</p> <p>標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。</p>											



(1) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出している。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課（沖縄国税事務所にあつては総務課。）から調査票を送付している。

(2) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出している。

なお、第2段抽出は、標本事業所が行っている。

区分 階層	事業所の従事員数等の区分	全体としての事業所の抽出率 ①	事業所における給与所得者の抽出率 ②	全体としての給与所得者の抽出率 ①×②	標本事業所数	標本給与所得者数
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/400	4,941	17,280
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/400	2,056	17,534
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/300	2,356	25,078
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/300	3,083	33,188
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/150	1,806	29,116
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/100	3,237	79,679
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	499	45,613
第8層	本社	1/1	1/10	1/10	2,547	47,620
計					20,525	295,108

(注)「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

※ 平成25年分調査

調査票・調査事項

調査票には、以下のとおり、事業所に関する事項を記入する「源泉徴収義務者用（事業所用）」の調査票と給与所得者に関する事項を記入する「給与所得者用の調査票」の2種類があり、いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

○源泉徴収義務者用（別添1）

○給与所得者用（別添2）

調査事項は、源泉徴収義務者用の調査票で以下のイ、給与所得者用で以下のロのとおりとなっている。

	<p>イ 源泉徴収義務者に関する事項</p> <p>(イ) 名称又は氏名</p> <p>(ロ) 所在地又は住所</p> <p>(ハ) 企業の主な業務</p> <p>(ニ) 給与所得者用調査票の枚数及び人員数</p> <p>(ホ) 組織及び資本金</p> <p>(ヘ) 給与所得者数</p> <p>(ト) 年間給与支給総額</p> <p>(チ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額</p> <p>ロ 給与所得者に関する事項</p> <p>(イ) 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務</p> <p>(ロ) 年中の給与の受給月数</p> <p>(ハ) 年末調整の有無</p> <p>(ニ) 扶養親族の内訳</p> <p>(ホ) 給与の金額</p> <p>(ヘ) 所得控除額及び税額控除額の内訳</p> <p>(ト) 年税額</p>
調査の時期	<p>(把握時期) 調査対象年 12 月末日現在で把握</p> <p>(調査実施時期) 毎年、調査対象年の翌年 1 月第 2 週～ 2 月末日に調査を実施。</p>
調査の系統・方法	<p>(配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計</p> <p>(系統) 国税庁－民間事業者－報告者</p> <p>○ 調査票の記入については、調査対象者の負担軽減の観点から、事業所において既に作成されている書類 (給与台帳等) から記入することにより作成可能</p>
公表状況	<p>インターネット及び印刷物を通じて、各年ごとに、調査結果の概要、調査結果 (詳細) を公表。調査結果には、抽出率、標準誤差率、正誤情報も含まれる。</p> <p>公表時期は、概要は調査年分の翌年 9 月下旬、詳細 (統計表) は調査年分の翌年 11 月下旬。</p>
使用している統計基準・定義等の提供	<p>国税庁の web サイト等に以下の内容を掲載。(別添 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の説明 (<a href="http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-01">http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-01</a>)</li> <li>・業種の分類 (日本標準産業分類 (平成 19 年 11 月改定)) (総務省) に基づき、14 種類に分類) (<a href="http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-02">http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-02</a>)</li> <li>・利用上の注意 (<a href="http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-04">http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-04</a>)</li> </ul>
推計・集計の方法	<p>民間給与実態統計調査の結果は、「事業所用の調査票」を集計した第 1 表・第 2 表と、「給与所得者用の調査票」を集計した第 1 表・第 2 表以外の統計表とで構成されている。したがって、全国計表の第 1 表・第 2 表とそれ以外の統計表との間には計数に若干の差異がある。</p> <p>統計表の一覧を、国税庁の以下の web サイトに掲載。(別添 3)</p>

	( <a href="http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-07">http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-07</a> )
実績精度（全国）	各推定総額についての標準誤差率（平成 25 年）は別添 4 の通り。 統計表を、国税庁の以下の web サイトに掲載。 ( <a href="http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2013.htm#a-02">http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2013.htm#a-02</a> )
利活用事例	財務省主税局において、予算見積り及び税制改正による増減収見込額の算出等に活用されている。
二次利用等の状況	統計法第 32 条の利用は、平成 25 年度 1 件（統計の作成等）。統計法第 33 条の利用は、平成 25 年度は第 1 号、第 2 号ともない。
前回答申時の「今後の課題」の有無・内容	統計審議会の頃も含めて答申はない。
その他 （調査結果の注意点、長期時系列統計からみた推移）	（調査結果の注意点） 標本事業所を抽出する際、業種区分や雇用形態別によっていないため、業種・雇用形態別でみた場合の標本事業所数の非常に少ない箇所の計数の精度は低くなっている。  統計表の利用上の注意を、国税庁の以下の web サイトに掲載。（再掲） ( <a href="http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-04">http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-04</a> )  （長期時系列） 長期時系列統計からみた主な指標の推移は別添 5 のとおり。  統計表の一覧を、国税庁の以下の web サイトに掲載。 ( <a href="http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_02.htm">http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_02.htm</a> )



別紙様式第1号

統計法に基づく基幹統計調査  
国 税 庁

(別添1)

3

# 平成25年分 民間給与実態統計調査票 (源泉徴収義務者用)

秘

提出用

政府統計コード (オンライン調査)
調査対象者ID
確認コード (オンライン調査)

※記入のしかた P6 記入例参照

## 1. この調査票について答えられる方の氏名等

氏名		課(係)名		電話番号	(内線 )
----	--	-------	--	------	-------

## 2. 調査項目

記入例

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9

※機械で読み取りますので、必ず黒の細筆又はシャープペンシルで記入例を参考にして記入してください。

(1) 企業の主な業務  
〔記入のしかた P8 を参照の上、該当の業種番号を記入してください。〕

(2) 回答いただいた給与所得者用調査票の人員及び層番号

(3) 組織及び資本金  
・該当する番号を記入してください。  
・株式会社の場合は、平成25年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を記入してください。

(4) 給与所得者数  
 (イ) 3月末現在の人員  
 (ロ) 6月末現在の人員  
 (ハ) 9月末現在の人員  
 (ニ) 12月末現在の人員

(5) 年間給与支給総額  
〔千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。〕

(6) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額  
〔千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。〕

個人役員 …… 1

株式会社 (資本金)  
 2,000万円未満 …… 2  
 2,000万円以上 …… 3  
 5,000万円以上 …… 4  
 1億円以上 …… 5  
 10億円以上 …… 6

有限会社 …… 7

合名会社  
合資会社  
相互会社 …… 8

上記以外の法人  
〔例えば労働組合、宗務人など〕 …… 9

日雇労働者・アルバイト等で「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」の丙欄を適用した者は、除いてください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。  
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問を行うことがあります。

お手元控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。



政府統計

提出用  
別添様式第2号  
世帯単位世帯主の世帯統計調査票

平成25年分 民間給与実態統計調査票 (給与所得者用)

※この調査票は様式で読み取りますので、必ず用紙の組数又はシヤープペンシルで、記入例を参考に記入してください。

(別添2)

4

※A調査票(源泉徴収票新書用)の右上にある調査対象者IDを転記してください。

調査対象者ID

Main data entry table with columns for personal information, household details, and income categories.

この調査票は、統計法に基づいて作成するために、調査票の返却の義務を負う必要はありません。調査票の返却の義務を負う必要がある場合は、関係者の方々への質問を行うことがあります。

お手元控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。

[ホーム](#) > [活動報告・発表・統計](#) > [統計情報](#) > [民間給与実態統計調査](#)

## 民間給与実態統計調査

[「統計調査の調査票情報等の学術研究等への活用」について](#)

## 民間給与実態統計調査

### [民間給与実態統計調査の概要](#)

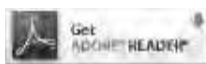
- [1 調査の目的](#)
- [2 調査の沿革](#)
- [3 調査の特色](#)
- [4 調査の対象](#)
- [5 抽出方法](#)
- [6 調査事項](#)
- [7 調査の時期](#)
- [8 調査の方法](#)
- [9 調査の根拠法令](#)
- [10 調査票](#)

### [民間給与実態統計調査の結果](#)

- [1 用語の解説](#)
- [2 業種の分類](#)
- [3 結果の概要](#)
- [4 利用上の注意](#)
- [5 精度計算](#)
- [6 正誤情報](#)
- [7 統計表一覧](#)

[公表予定](#)

[問い合わせ先](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

## 民間給与実態統計調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査である。「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

## 2 調査の沿革

民間給与実態統計調査は、昭和24年分から始まり、以後毎年実施している。  
昭和29年分の調査から、統計法に基づく指定統計(第77号)となり、平成19年の統計法改正により、平成20年分の調査からは基幹統計とされている。

## 3 調査の特色

この調査の特色は、次のとおりである。

- (1) 従事員1人の事業所から従事員5,000人以上の事業所まで広く調査していること。
- (2) 給与階級別、性別、年齢階層別及び勤続年数別による給与所得者の分布が分かること。
- (3) 企業規模別(事業所の属する企業の組織及び資本金階級別)に給与の実態が分かること。

## 4 調査の対象

この調査は、各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としている(下図網掛け部分)。

	源泉徴収義務者	
	民間の事業所	官公庁等
給与所得者	従業員(非正規を含む。)、役員	国家公務員、地方公務員、公庫職員等(非正規を含む。)
	全従事員について源泉所得税の納税がない事業所の従事員	
	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者	

## 5 抽出方法

この調査は、標本として抽出された源泉徴収義務者(以下「標本事業所」という。)及び標本事業所に勤務する給与所得者(以下「標本給与所得者」という。)について行った。

標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

- (1) 第1段抽出  
事業所を、事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。  
なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課(沖縄国税事務所にあつては総務課。)から調査票を送付した。
- (2) 第2段抽出  
標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。  
なお、第2段抽出は、標本事業所が行った。

各年の抽出率について

## 6 調査事項

イ 源泉徴収義務者に関する事項

- (イ) 名称又は氏名
  - (ロ) 所在地又は住所
  - (ハ) 企業の主な業務
  - (ニ) 給与所得者用調査票の枚数及び人員数
  - (ホ) 組織及び資本金
  - (ヘ) 給与所得者数
  - (ト) 年間給与支給総額
  - (チ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額
- 給与所得者に関する事項
- (イ) 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務
  - (ロ) 年中の給与の受給月数
  - (ハ) 年末調整の有無
  - (ニ) 扶養親族の内訳
  - (ホ) 給与の金額
  - (ヘ) 所得控除額及び税額控除額の内訳
  - (ト) 年税額

## 7 調査の時期

---

各年12月31日現在

## 8 調査の方法

---

調査票には、事業所に関する事項を記入する「事業所用の調査票」と給与所得者に関する事項を記入する「給与所得者用の調査票」の2種類があり、いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

標本事業所は、「事業所用の調査票」に、事業所の従事員数、調査対象年中に支給した給与総額、源泉徴収した所得税額等を記入し、「給与所得者用の調査票」に、給与所得者の性別、年齢、給与金額、源泉徴収税額、扶養人員、控除した生命保険料の金額等を記入することで調査票の作成を行っている。

## 9 調査の根拠法令

---

民間給与実態統計調査は、国が行う重要な統計として、「統計法(平成19年法律第53号)」による「基幹統計」に指定され、「民間給与実態統計調査規則(昭和30年2月22日大蔵省令第3号)」に従って調査を実施している。

## 10 調査票

---

[\(見本/平成25年分\)源泉徴収義務者用\(A4サイズ\)\(PDF/502KB\)](#)

[\(見本/平成25年分\)給与所得者用\(A3サイズ\)\(PDF/900KB\)](#)

## 民間給与実態統計調査の結果



## 1 用語の解説

用語	解説
事業所規模	各年12月31日現在の事業所の従事員数による区分である。
企業規模	各年12月31日現在の事業所の属する企業の組織及び資本金による区分である。
1年を通じて勤務した給与所得者	各年の1月から12月まで引き続き勤務し、給与の支給を受けた月数が12か月の者をいう。
1年未満勤続者	年の中で就職した者のうち、12月31日現在在職している者をいう。
給与所得者	「1年を通じて勤務した給与所得者」と「1年未満勤続者」の両方を合計したものである。
役員	法人の取締役、監査役、理事、監事等をいう。
正規	役員、青色事業専従者及び非正規を除く給与所得者をいう。
非正規	パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等をいう。
給与	各年における1年間の支給総額(給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。)で、通勤手当等の非課税分は含まない。 なお、役員の賞与には、企業会計上の役員賞与のほか、税法上役員の賞与と認められるものも含まれている。
給与階級	給与収入金額による階級である。
平均給与	給与支給総額を給与所得者数で除したものである。
税額	給与所得者に支給される給与について、源泉徴収された所得税額(平成25年分は、復興特別所得税を含む。)である。
平均年齢	給与所得者の各年12月31日現在における年齢(1年未満の端数は切捨て)の総計を給与所得者数で除したものである。
平均勤続年数	給与所得者の各年12月31日現在における勤続年数(1年未満の端数は切捨て)の総計を給与所得者数で除したものである。
その他の法人	株式会社を除く次の法人をいう。 有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、協業組合、企業組合、相互会社、医療法人、特定非営利活動法人、人格のない社団等、協同組合等、公益法人等、公共法人及び外国法人。 なお、公益法人等及び公共法人のうち、職員の身分が公務員に準じている公庫、事業団、公社、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人は調査対象外としている。
扶養人員	所得税法の規定により配偶者控除、扶養控除の対象となった配偶者及び扶養親族の合計人員である。
納税者	給与所得者のうち、源泉徴収された所得税額がある者をいう。
乙欄適用者	1人の給与所得者が2か所以上の支払先から給与の支払を受けている場合に、主たる給与以外の給与分に関し独立した給与所得者とみなして乙欄適用者という。
年末調整を行わなかった者	乙欄適用者、前職の給与が不明である者及び年間給与額が2,000万円を超える者など、年末調整を行わなかった者をいう。

## 2 業種の分類

この調査の業種は、「日本標準産業分類(平成19年11月改定)」(総務省)に基づき、次のとおり14種類に分類している。

業種分類名	業種の内訳
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業、学校教育、その他の教育、学習支援業
複合サービス事業	郵便局、協同組合
サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、分類不能の産業
農林水産・鉱業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業

平成19年分以前の業種分類**3 結果の概要**

## 調査結果の概要

**4 利用上の注意**

- (1) この調査は、標本調査のため、標本事業所及び標本給与所得者から得た標本値に、それぞれの標本抽出率の逆数を乗じて全体の給与所得者数、給与額及び源泉徴収税額を推計しているため、他の税務統計の関連数値とは一致しない。
- (2) 業種の分類に当たっては、調査対象事業所の属する企業の業種により分類したのであって、事業所の業種によっていない。例えば、会社の事業が鉄道で、別に不動産業を営んでいる場合、標本事業所の業種が不動産業であっても、その業種区分は「不動産業、物品賃貸業」ではなく「運輸業、郵便業」としている。
- (3) 標本事業所を抽出する際に、業種区分や雇用形態別（役員、正規、非正規）によらないで、事業所の従事員数等の区分によって層別している。したがって、電気・ガス・熱供給・水道業等の業種や、雇用形態別（役員、正規、非正規）でみた場合の、標本事業所数の非常に少ない箇所の計数の精度は低くなっている。
- (4) 給与所得者数、給与額及び税額等の計数の処理方法は、単位未満を四捨五入したため、各表の内容と「計」又は「合計」とが符合しない場合がある。また、金額が単位未満の端数からなるため、その端数を切り捨てたときは「0」とし、該当する計数のないときは「—」と表示している。
- (5) 本調査は本来全国を単位とした調査であるため、国税局別表は参考値である。
- (6) 国税局別表は、源泉徴収義務者の所在地を管轄する国税局単位による集計結果であり、給与所得者の住所地では集計していない。このため、各国税局管内の給与水準を表しているとは限らない。
- (7) この調査は民間の給与所得者の給与について源泉徴収義務者（事業所）の支払額に着目し集計を行ったものであり、その個人の所得全体（※）を示したものではない。  
（※）複数の事業所から給与の支払いを受けている個人の給与の合計額、給与以外にも所得を有する個人の所得の合計額等

**5 精度計算****(1) 民間給与実態統計調査の標本設計**

「民間給与実態統計調査」における標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階により行われた。

第1段抽出：管轄国税局別に事業所規模により層別を行い、各抽出率に従い事業所を抽出。

第2段抽出：標本事業所における給与台帳を基に、2000万円以下の給与所得者は層別の抽出率にもとづき抽出、2000万円超の給与所得者については全数抽出した。

**(2) 精度計算式**

抽出率

$1 / f_{GH}$ : G区分H層の事業所の抽出率

$1 / g_{GHJ}$ : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者の抽出率

抽出量

$m_{GH}$  : G区分H層の抽出事業所数

$n_{GH1}$  : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の抽出給与所得者数

$n_{GH2}$  : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の抽出給与所得者数

$x_{GHJK}$  : G区分H層J事業所の年間給与2千万円以下の給与所得者Kの抽出金額

$x_{GH2K}$  : G区分H層J事業所の年間給与2千万円超の給与所得者Kの抽出金額

推定量

$N_{GH}$  : G区分H層の給与所得者数

$X_{GHJ}$  : G区分H層J事業所の給与等金額

$X_{GH}$  : G区分H層の給与等金額

$\hat{\mu}_{GH}$  : G区分H層の給与等推定平均額

ア 給与所得者数

推定量

$$N_{GH} = f_{GH} \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ} ; N_{GHJ} = g_{GHJ} \cdot n_{GH1} + n_{GH2} \quad (G \text{ 区分} J \text{ 層} J \text{ 事業所の給与所得者数})$$

標準誤差

$$\sigma(N_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (N_{GHJ} - \bar{N}_{GH})^2} ; M_{GH} = f_{GH} \cdot m_{GH} ; \bar{N}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} N_{GHJ}$$

イ 給与等金額

推定量

$$X_{GH} = g_{GH} \cdot \sum_{J=1}^{m_{GH}} x_{GHJK} + \sum_{J=1}^{m_{GH}} x_{GH2K} ; X_{GHJ} = f_{GH} \cdot \sum_{K=1}^{n_{GHJ}} x_{GHJK}$$

標準誤差

$$\sigma(X_{GH}) = \sqrt{\frac{M_{GH}(M_{GH} - m_{GH})}{m_{GH}(m_{GH} - 1)} \sum_{J=1}^{m_{GH}} (X_{GHJ} - \bar{X}_{GH})^2 + \frac{M_{GH}}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} \frac{N_{GHJ}(N_{GHJ} - n_{GH1})}{n_{GH1}(n_{GH1} - 1)} \sum_{K=1}^{n_{GHJ}} (x_{GHJK} - \bar{x}_{GH1})^2} ; \bar{X}_{GH} = \frac{1}{m_{GH}} \sum_{J=1}^{m_{GH}} X_{GHJ} ; \bar{N}_{GH1} = g_{GH1} \cdot n_{GH1} ; \bar{x}_{GH1} = \frac{1}{m_{GH1}} \sum_{K=1}^{n_{GH1}} x_{GH1K}$$

ウ 標準誤差率 : 推定値に対する標準誤差の割合

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{推定値} * 100$$

各年の標準誤差率

## 6 正誤情報

各年の正誤情報

## 7 統計表一覧

民間給与実態統計調査の結果は、「事業所用の調査票」を集計した第1表・第2表と、「給与所得者用の調査票」を集計した第1表・第2表以外の統計表とで構成されている（「○ 民間給与実態統計調査の概要」、「8 調査の方法」参照）。

したがって、全国計表の第1表・第2表とそれ以外の統計表との間には計数に若干の差異がある。

統計表	主な集計対象	主な集計項目	
全国計表	第1表	給与所得者全体	
	第2表	給与所得者・源泉徴収義務者	
	第3表	給与所得者	給与階級別
	第4表		事業所規模別、給与階級別
	第5表	役員、正規、非正規	企業規模別、給与階級別
	第6表		
	第7表	給与所得者	業種別、給与階級別
	第8表		
	第9表		事業所規模別、年齢階層別
	第10表		企業規模別、年齢階層別
	第11表		業種別、年齢階層別
	第12表		事業所規模別、勤続年数別
	第13表		企業規模別、勤続年数別
	第14表		業種別、勤続年数別
	第15表		給与階級別、納税・非納税
	第16表		給与階級別、諸控除
	第17表	給与階級別、扶養人員別	
	第18表	給与所得者のうち 年末調整を行わなかった者	給与階級別
	第19表		
(参考) 国税局別表	第1表	給与所得者	事業所規模、企業規模、業種別
	第2表		事業所規模別
	第3表		企業規模別
	第4表		業種別
	第5表		給与階級別、納税・非納税
	第6表		給与所得者数

[平成23年分以前の統計表一覧](#)

[調査結果](#)

[長期時系列データ](#)

## 公表予定

概要 : 調査年分の翌年9月下旬

統計表 : 調査年分の翌年11月下旬

[最新年分の公表予定](#)

## 問い合わせ先


本調査についてのお問い合わせは下記にお願いします。

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3-1-1 国税庁長官官房企画課 調査統計係

電話:03(3581)4161 内線3508、3875

---

 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁

## (別添4)

## 平成25年分 民間給与実態統計

## 「各推定総額についての標準誤差率」

		所得者数	給料・手当	賞与	給与	税額	
事業所規模	第1層	1～9人	0.94%	1.43%	2.81%	1.45%	4.68%
	第2層	10～29人	0.75%	1.40%	2.98%	1.45%	4.09%
	第3層	30～99人	0.76%	1.24%	2.46%	1.31%	3.77%
	第4層	100～499人	0.91%	1.21%	1.98%	1.30%	2.51%
	第5層	500～999人	0.43%	1.02%	1.74%	1.10%	2.74%
	第6層	1000～4999人	0.46%	0.67%	0.96%	0.71%	1.25%
	第7層	5000人以上	2.81%	3.26%	3.62%	3.24%	3.76%
	第8層	本社	0.74%	0.80%	1.01%	0.82%	1.33%
第1～8層計		0.47%	0.63%	1.00%	0.66%	1.28%	

引用元:

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2013.htm#a-02>





(資料18)

平成27年2月19日

第57回基本計画部会資

未諮問基幹統計(民間給与実態統計)についての委員の御質問・御意見等について

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
1	調査対象給与所得者の抽出方法が年間給与額により異なる理由	調査対象給与所得者について、年間給与額が2,000万円以下の者は無作為抽出であるのに対し、2,000万円を超える者は全数(有意抽出)としている。この点、異なるチャンスの抽出率が混在することになる。おそらく、量的には少ない高所得者層を配慮して(ウェイト付け)の対応であろうと想像するが、このあたりの取扱いについてご説明いただきたい。
2	ウェブ上の説明によれば、給与所得者数及び給与所得総額の推計は、単純な線形推計によっていると見受けられるが、この場合、回答率が75.9%であることから、その結果は低めに偏るものと考えられる。このような偏りを補正するため、何らかの推計上の工夫を行っているか？また、回答率が階層間でばらつきがある可能性もあり、その場合には、推計結果に影響を及ぼすと考えられる。このため、補正など何らかの対応を行っているか？その場合、どのような方法を行っている？	この統計では、所得・税額の総額を推計していることから、有効回答率が100%に満たない場合の処理は、推計値の精度に直接的な影響を与えない。母集団のリストは予め把握できており、また、税務データからかなりの背景情報ば得られるはずだから、なんらかの効果的な補正方法はあるものと思われる。もし、補正を行っていないのであれば、簡便な方法でもよいから、適用してほしい。
3	この調査結果の税額の総額と、国税収入の実績(仮に有効回答率100%となった場合、税額の総額の推計値は税収実績と一致するのか？実際にどの程度一致しているのか？)	調査統計としての民間給与実態統計から得られる給与所得の数字と、これに対応する行政資料に基づく税務統計から得られる給与所得の統計とで、どの程度整合性があるか、具体的な数字を示していただきたい。もし、両者に差異があるとなれば、その差異の原因としてどのようなことが考えられるか解説していただきたい。
4	賃金構造基本統計や毎月勤労統計と調査対象範囲や給与の速いについて、分かりやすく整理してほしい。また、同じ国税庁の統計について、給与支払額(平成25年)をみてみると、国税庁年報の給与所得課税状況(源泉所得税)における官公庁以外のその他(日雇労働者除く)で227兆円となっており、民間給与実態統計における合計額200兆円とかなり離れられる。この要因についても教えてください。	他統計と比較することで、統計ユーザーとして活用方法を確認したい。

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項と考える理由
5	「労働時間」に関する調査事項の追加について	「労働時間」に関する調査事項の追加については労働関連統計という性質上望ましい方向だと考える。すでに、「勤続年数」と「職務」が調査項目として入っているため、時間当たり賃金を算出する際に「労働時間」の項目が追加されると、本調査がいっそう充実する。ただ、本調査の回答スタイル(事業所による記入)を考慮すると、労働時間の情報を追加的に収集することがどの程度容易にできることなのか、また、負担はどの程度ものなのだろうかといった点を確認したい。
6	給与階級別の1000万円以上のきざみは500万円ごとと粗くなっている。もっと、細分化する考えはないか。また、退職所得についても調査を追加することを検討していないか。	中高所得層の給与実態や、所得税の最高税率の引き上げや給与所得控除の上限の引き下げ(平成28年1200万円超、平成29年1000万円超)の影響を把握するために有用。
7	現在は1~9人規模で集計しているが、1~4人、5~9人に分けて集計する考えはないか。	他統計(賃金構造基本統計と毎月勤労統計)は5人以上の事業所を調査対象としていることと平仄を合わせるほか、より小規模な企業の賃金実態を把握しやすくするため。
8	民間給与実態統計を給与の官民比較に利用できないよう調査事項を拡充することの可否	利活用事例として、実際によく聞く事例は公務員の給与調整する場合に、民間給与実態に合わせて考えるという議論がでてくると思う。その際に、単純に民間給与と公務員給与を平均値を直接に比較することはできず、従業員(労働者)と公務員の人的資本等に関する属性をコントロールした上で比較すべきものであるにもかかわらず、その調整が十分なされない印象をうける。現行の調査事項で十分な属性のコントロールができるものなのか、比較分析に耐えるだけの情報が得られているのか、実施主体の判断と説明を聞きたい。
9	現在、給与の官民比較を行う際に用いているのは、人事院「職種別民間給与実態統計」であると認識しているが、似通った統計調査と思われる同統計調査と国税庁の「民間給与実態統計調査」が併存している意義及び両統計調査の相違点について、国税庁の立場からの見解を御説明頂きたい。	同上
10	行政記録情報の活用の余地	本調査の調査対象である民間事業所(源泉徴収義務者)は、所得税法の規定により各種の源泉徴収関係調査を税務署に提出することが義務付けられているため、効率性や正確性の観点から、統計調査によるのではなく当該調査を活用して民間給与実態統計を作成する余地はないのか。
11	マイナンバー制度の導入により、標本調査を行わずに全数のデータから統計作成が可能となると考えられるが、移行についてどのように考えているか? その場合、作成・公表される統計の種類・範囲等について拡充の計画はないか? (経費節減、回答負担軽減、情報の有効活用などの観点から重要な方向性と思われる。)	マイナンバー制度は、大きな経費をかけて、行政手続き・行政事務の簡素効率化を目指して導入されるものであることから、行政情報から統計が作成できる場合には、極力そのような方法に移行するべきである。例えば、個人ごとの所得額を把握することが可能となり、現行のように給与所得に限定することなく、より幅広い個人・世帯所得統計の作成が可能となると考えられる。このような統計が作成されるとすれば、経済統計の精度の向上、内容の充実に大きく寄与するものと考えられることから、是非そのような道を開くことを検討していただきたい。

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
12	オンライン調査への完全移行に向けた検討状況	調査方法として、オンラインのほか郵送による収集が並存しているが、現時点でそれぞれどれくらいの実績にあるのか。事業規模1人から本調査の対象となりうるという状況を考慮してのことと想像するが、オンライン調査への完全移行に向けた検討はなされているのか。

## 未諮問統計（民間給与実態統計）に係る確認事項等

### 1. 調査の設計について

- ・ 調査対象給与所得者の抽出方法が年間給与額により異なる理由
- ・ 税額（総額）推計のための補正方法
- ・ 本統計の税額（総額）、課税給与所得の推計値と税収実績、課税給与所得実績とのかい離の理由

### 2. 調査事項、提供情報の充実について

- ・ 毎月勤労統計及び賃金構造基本統計との相違点（調査事項等）について
- ・ 「労働時間」及び「退職所得」に関する調査事項の追加について
- ・ 給与階級及び調査対象事業所規模の表章区分を細分化することの可否
- ・ 民間給与実態統計を給与の官民比較に利用できるよう調査事項を拡充することの可否

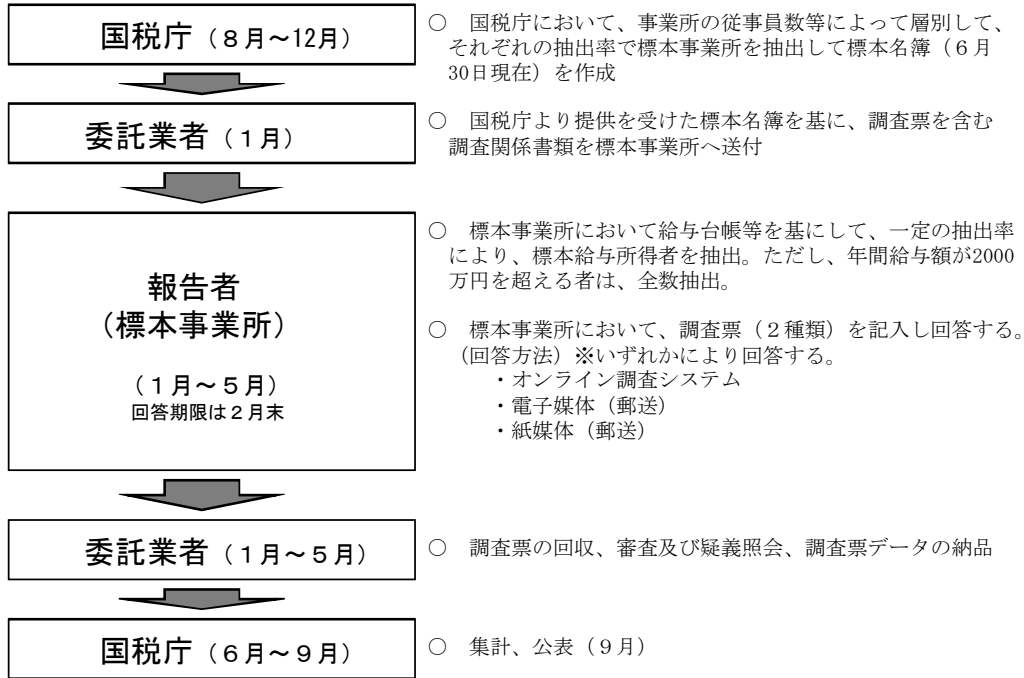
### 3. 作成方法の効率化等について

- ・ 行政記録情報の活用の余地
- ・ マイナンバー制度の活用について
- ・ オンライン調査への完全移行に向けた検討状況

# 民間給与実態統計

(資料20)  
平成27年2月19日  
第57回基本計画部会資料

## ○調査の流れ



# 民間給与実態統計

## ○標本の抽出

(平成25年分調査)

区分 階層	事業所の従業員数等の区分	全体としての事業所の抽出率 ①	事業所における給与所得者の抽出率 ②	全体としての給与所得者の抽出率 ①×②	標本事業所数	標本給与所得者数	(回収率の実績)
第1層	1~9人	1/400	1/1	1/400	所 4,941	人 17,280	% 60.9
第2層	10~29人	1/200	1/2	1/400	2,056	17,534	75.6
第3層	30~99人	1/60	1/5	1/300	2,356	25,078	79.6
第4層	100~499人	1/15	1/20	1/300	3,083	33,188	81.6
第5層	500~999人	1/3	1/50	1/150	1,806	29,116	85.3
第6層	1,000~4,999人	1/1	1/100	1/100	3,237	79,679	84.0
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	499	45,613	82.4
第8層	本社	1/1	1/10	1/10	2,547	47,620	83.7
計					20,525	295,108	75.7

(注) 「本社」とは、従業員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

# 民間給与実態統計

## ○給与収入2,000万円超の給与所得者数について（平成25年分調査結果の抜粋）

・事業所規模別及び給与階級別の給与所得者数  
（1年を通じて勤務した給与所得者）（女）

事業所規模 性別・給与階級	10人未満	10人以上	30人以上					計	合計
			30人以上	100人以上	500人以上	1,000人以上	5,000人以上		
100万円以下	882,950	482,406	440,436	480,595	171,665	422,942	449,925	1,965,563	3,330,919
200 "	1,189,045	713,670	767,176	845,476	292,167	586,529	538,458	3,029,806	4,932,521
300 "	901,524	672,149	754,959	855,408	255,503	410,404	267,185	2,543,458	4,117,131
1,000 "	13,105	10,451	5,691	12,304	5,266	13,784	11,042	42,087	71,643
1,500 "	29,962	19,629	10,175	18,946	10,716	16,034	19,271	75,142	124,733
2,000 "	3,924	7,113	2,701	5,703	1,345	3,270	1,424	14,443	25,480
2,500 "	2,775	3,404	1,625	1,341	552	325	283	4,126	10,305
2,500万円超	1,121	3,168	2,270	1,816	360	265	273	4,984	9,273
計	3,892,425	2,692,749	2,926,804	3,858,183	1,355,053	2,373,804	1,817,824	12,333,688	18,918,842

（1年未満勤続の給与所得者）（女）

事業所規模 性別・給与階級	10人未満	10人以上	30人以上					計	合計
			30人以上	100人以上	500人以上	1,000人以上	5,000人以上		
100万円以下	566,786	604,747	569,689	628,039	207,114	464,138	589,075	2,458,055	3,629,588
200 "	78,442	132,335	161,378	187,619	58,345	85,995	76,025	569,362	780,139
300 "	28,363	52,903	68,510	109,629	42,851	71,380	41,501	333,871	415,137
1,000 "	-	-	-	-	121	283	-	406	406
1,500 "	-	372	-	551	407	346	539	1,843	2,215
2,000 "	408	-	10	-	-	-	-	10	418
2,500 "	-	-	70	18	8	9	6	111	111
2,500万円超	-	-	72	-	20	4	3	99	99
計	687,828	816,568	828,218	981,769	329,409	661,178	726,362	3,526,933	5,031,329

# 民間給与実態統計

## ○民間給与実態統計と国税庁統計年報「源泉所得税」

民間給与実態統計

国税庁統計年報  
「源泉所得税」

平成25年分給与額・税額

200兆円・8.7兆円  
※「源泉徴収義務者用」の調査票を  
集計したものである。

227兆円・8.4兆円

調査方法

標本事業所及び標本給与所得者  
から得た標本値に、それぞれの標  
本抽出率の逆数を乗じて全体の給  
与所得者数、給与額及び源泉徴収  
税額を推計している。

源泉徴収義務者から提出され  
た「給与所得・退職所得の所得  
税徴収高計算書」を集計してい  
る。（業務統計）

調査対象

12月中の給与の支払いが無い 源泉徴収義務者	×	○
全従業員の年税額が「0」の 源泉徴収義務者	×	○
7月以降新規開業等した 源泉徴収義務者 （民間給与実態統計の母集団が 6月30日現在のため）	×	○
上記以外の源泉徴収義務者	○	○

## 民間給与実態統計

### ○他の統計との比較

区分	民間給与実態統計 (国税庁) 基幹統計	職種別民間給与実態 調査(人事院) 一般統計	毎月勤労統計(厚生 労働省) 基幹統計	賃金構造基本統計 (厚生労働省) 基幹統計
調査の目的	民間給与の実態を明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすること。	一般職国家公務員の給与を検討するため。	雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすること。	労働者の種類、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等と、賃金との関係を明らかにすること。
調査対象者	その年の12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者 (給与所得者数1人以上の事業所)	全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所 (常勤の従業員が対象)	[全国調査・地方調査] 常用労働者5人以上の事業所。 [特別調査] 常用労働者1～4人の事業所。 (産業分類の「公務」は対象外だが、一部の現業公務員を含む)	常用労働者5人以上の民営事業所及び常用労働者10人以上の公営事業所
調査対象期間	年分	その年の4月分(賞与等については前年8月からその年7月までの状況)	[全国調査・地方調査] 各月分 [特別調査] 毎年7月分(特別に支払われた現金給与額については前年1年間)	その年の6月分(賞与等については前年1年間)

(出典) 統計作成部局のWEBサイトより作成

## 民間給与実態統計

### ・調査事項の比較

(注1) 主な調査事項	民間給与実態統計 (国税庁)	職種別民間給与実態調査(人事院)	毎月勤労統計 [全国調査・地方調査] (厚生労働省)	毎月勤労統計 [特別調査] (厚生労働省)	賃金構造基本統計 (厚生労働省)
性別、年齢	○	○	○(性別のみ)	○	○
学歴	×	○	×	×	○
役職、職務、就業形態等	○	○	○	○	○
勤続年数	○	×	×	○	○
経験年数	×	×	×	×	○
労働時間・日数等	×	×	○	○	○
採用状況	×	○	×	×	×
支給月数	○	×	×	×	×
所得控除額(注2)	○	×	×	×	×
税額控除額(注2)	○	×	×	×	×
源泉所得税額	○	×	×	×	×
給与額	○	○	○	○	○

(出典) 統計作成部局のWEBサイトより作成

(注1) 各調査事項の定義及び範囲は各統計により異なる。

(注2) 所得税の年税額を算出(年末調整)するための税額計算項目である。

# 民間給与実態統計

## ・給与額の比較

調査事項	民間給与実態統計 (国税庁)		職種別民間給与 実態調査 (人事院)		毎月勤労統計 (厚生労働省)		賃金構造基本統計 (厚生労働省)	
	給与	給料・手当	きまって支給する給与	— 時間外手当 通勤手当	きまって支給する給与	所定内給与 所定外給与	きまって支給する現金給与	所定内給与 超過労働給与
		賞与	特別給		特別に支払われた給与		賞与・期末手当等特別給与額	
備考	※所得税法上、給与所得に該当するもの（現金支給、現物給与及び経済的利益が含まれ、例えば通勤手当等の非課税分は除かれる。）。		※現金支給及び現物給与		※現金支給によるもの		※現金支給によるもの	

(出典) 統計作成部局のWEBサイトより作成

# 民間給与実態統計

## ○調査結果の活用

### ・租税収入の見積り

(例) 給与所得者数の推計に活用

⇒租税及び印紙収入補正予算の説明 (財務省主税局)

### 2 所得税納税人員の推移

年次 所得者別	平成 23 (実績)	平成 24 (実績)	平成 25 (実績)	平成 26	
	万人	万人	万人	当 初	補 正 後
給与所得者	4,358	4,454	4,465	4,522	4,528
申告所得者	607	609	623	618	624
事業	154	160	161	161	160
その他	453	450	461	457	464

(備考) 1 給与所得者……「民間給与実態統計調査」(国税庁)及び源泉所得税の課税実績から推計した。  
2 申告所得者……「申告所得税額本調査」(国税庁)等による。

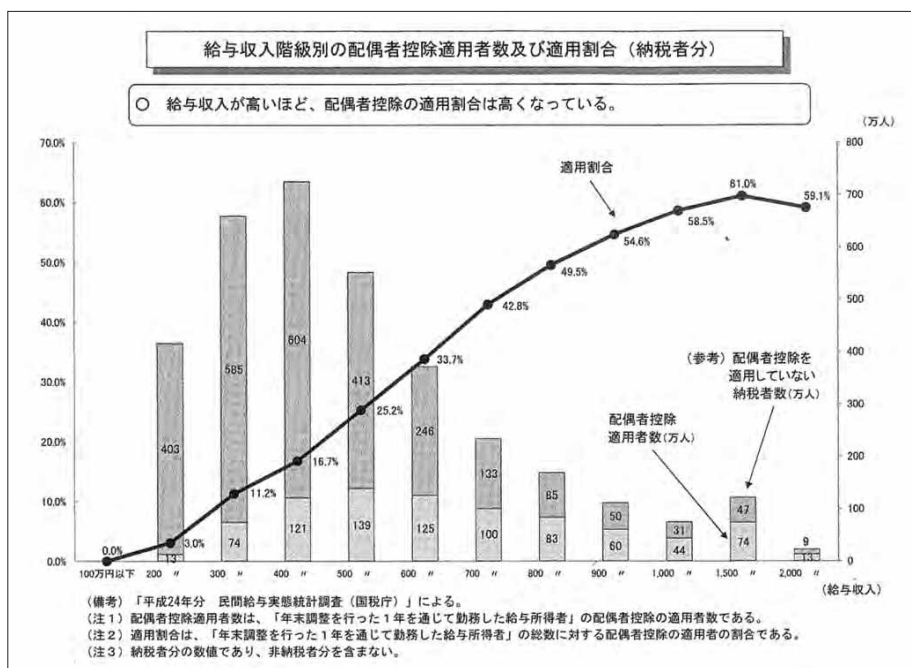


# 民間給与実態統計

## ・租税負担の検討

(例) 税制調査会での議論に活用

⇒給与収入階級別の配偶者控除適用者数及び適用割合 (財務省)



# 民間給与実態統計

## ○調査事項と調査票の記入方法 (別添1参照)

### 【調査事項】

(源泉徴収義務者用)

- ・名称又は氏名
- ・所在地又は住所
- ・企業の主な業務
- ・給与所得者用調査票の枚数及び人員数
- ・組織及び資本金
- ・給与所得者数
- ・年間給与支給総額
- ・給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

(給与所得者用)

- ・給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務
- ・年中の給与の受給月数
- ・年末調整の有無
- ・扶養親族の内訳
- ・給与の金額
- ・所得控除額及び税額控除額の内訳
- ・年税額

### 【調査票の記入方法】

主な調査項目は、事業所において既に作成されている書類から記入することにより作成可能 (作成基資料の例) ※いづれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

源泉徴収義務者用

- ・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書

給与所得者用

- ・給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿
- ・給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書

## 民間給与実態統計

### ○作成方法の効率化

#### ・行政記録情報の活用

##### 源泉徴収義務者用（調査票）

調査事項	把握の可否
業種	△ <sup>①</sup>
組織及び資本金	○ <sup>①</sup>
給与所得者数 （3月、6月、9月、12月）	△ <sup>②</sup> （税金の納期について特例を受けている場合、3月及び9月は把握できない）
年間給与支給総額	○ <sup>③</sup>
年間源泉徴収税額	○ <sup>③</sup>

（活用基となる法定資料等）

- ① 法人設立又は個人事業の開業に関する届出書等（別添2参照）
- ② 「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」（別添3参照）
- ③ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別添4参照）

##### 給与所得者用（調査票）

調査事項	把握の可否
性別、年齢、勤続年数	×
給与支給月数、職務	×
年末調整の有無	△（注） （年末調整の有無を示す項目は存在しないが、他の項目から推測可能）
控除対象配偶者、扶養親族	△（注）
本人控除項目	△（注）
給与の金額	△（注） （給料と賞与の区分不可）
諸控除	△（注）
年税額	△（注）

（活用基となる法定資料）

「給与所得の源泉徴収票」（別添3参照）

（注）「給与所得の源泉徴収票」には給与等の金額が500万円を超える者等、一定の提出基準があるため、全ての者の把握はできない。

## 民間給与実態統計

### ○作成方法の効率化

#### ・オンラインによる回答の推奨

##### （平成25年分民間給与実態統計におけるオンライン調査の現状）

調査対象事業所27,057事業所

有効回答事業所20,525事業所（内オンライン回答事業所1,863事業所、利用率9.1%）

##### （オンライン調査システムの利用率向上への施策）

平成26年分調査において、特定の階層の事業所に対しオンライン回答へ誘導するCD-ROMを送付し、その効果を検証して次回調査で拡大を検討することとしている。

## 平成26年分民間給与実態統計調査

## 調査票の記入のしかた



この「調査票の記入のしかた」を参考に調査票を記入してください。  
で囲んだ数字は各書類の右上の表示に対応しています。

## 目次

1 民間給与実態統計調査とは？	1
2 調査票等の提出方法について	2
3 調査票作成の順序	4
4 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）（ ）の記入のしかた	6
5 給与所得者の記入対象者の決定方法	9
6 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）（ ）の記入のしかた	10
よくある質問事例	14

## 1 民間給与実態統計調査とは？

民間給与実態統計調査は、統計法に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的として、国税庁において毎年実施している統計調査です。「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としています。

民間の事業所の給与の実態を明らかにするという重要な調査であることを御理解いただき、御回答をよろしくお願いします。

## この調査は報告の義務があります

この調査は、「統計法」（平成19年法律第53号）という法律に基づいた基幹統計調査として実施します。

この法律では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。更に、これらに反したときには罰則が定められています。

なお、調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。

## 所得税に復興特別所得税を含みます


平成25年分の所得税から、復興特別所得税が創設されました。

そのため、各調査票の税額を記入する欄には所得税及び復興特別所得税を記入します。

## 4 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）（ ）の記入のしかた

この調査票は、平成26年分の源泉所得税を納めた際の「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）（給領収証書）」（平成26年1月から12月支払分）を参考に記入してください。

### 記入例




政府統計

別紙様式第1号  
統計法に基づく基幹統計調査  
国税庁

平成26年分 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）

〒100-0013  
東京都千代田区霞ヶ関3-1-1  
国税商事株式会社  
給与 ご担当者様



政府統計コード（オンライン調査）  
7IU0( ナナ・アイ・ユー・ゼロ )

調査対象者ID  
1234512345678

確認コード（オンライン調査）  
abcdefgh

記入のしかた P6 記入例参照

1. この調査票について答えられる方の氏名等

1	氏名 <b>国税太郎</b>	職係名 <b>経理</b>	電話番号 <b>XX-XXXX-XXXX(内線 XXX)</b>
---	----------------	---------------	----------------------------------

2. 調査項目 記入例

企業の主な業務 記入のしかたP8を参照の上、該当の業種番号を記入してください。	03
回答いただいた給与所得者用調査票の人員及び層番号	143
組織及び資本金 ・該当する番号を記入してください。 ・株式会社の場合は、平成26年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を記入してください。	3
給与所得者数	49人
その月中に支払った人員を記入してください。	55人
	54人
	63人
年間給与支給総額 千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。	174281000円
給与支給総額に対する年間源泉徴収税額 千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。	7841000円

個人経営 .....1

株式会社(資本金) .....2

2,000万円未満 .....2

2,000万円以上 .....3

5,000万円以上 .....4

1億円以上 .....5

10億円以上 .....6

有限会社 .....7

合名会社 .....8

合資会社 .....8

相互会社 .....8

上記以外の法人  
↳(例えば労働組合、宗教法人など) .....9

日雇労働者・アルバイト等で「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」の丙欄を適用した者は、除いてください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。  
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。  
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問を行うことがあります。

< 返戻先及び問い合わせ先 >

国税庁「平成26年分民間給与実態統計調査」事務局  
TEL 0120-949-797 (平日 9:00~18:00)  
〒104-8782 日本郵便株式会社晴海郵便局郵便私書箱第518号NBI  
東京国税局では「民間給与実態統計調査」について、民間企業に業務委託しています。  
東京国税局 企画課企画第二係

お手元控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。

### 調査票の記入に当たって

調査票は、黒の鉛筆かシャープペンシルで記入してください。  
 調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。  
 書き間違えた場合には、消しゴムできれいに消してから記入してください。

- 1 電話番号は、市外局番から記入してください。  
 調査票の記入内容等についてお尋ねすることがありますので、そのときにお答えいただける方の氏名、課（係）名、内線番号を記入してください。
- 2 工場、支店、営業所、出張所等の場合には、その事業所の業務（業種）ではなく、貴事業所等の企業全体としての主な業務に該当する業種番号を8ページの業種番号表から選択してください。
- 3 調査票（給与所得者用 X ）に記入した人員数を記入してください（調査票（給与所得者用 X ）を作成後に記入してください。）。また、9ページを参考に貴事業所における平成26年12月31日現在の給与所得者（役員・アルバイト等を含む。）数による区分（第 層）を数字で記入してください。
- 4 株式会社の支店や事業所の場合は、本社の資本金額に該当する番号を記入してください。

### 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写） 給領収証書

5 3月・6月・9月・12月支払分の人員数を転記してください。  
 納期の特例を受けている方は給与台帳等から人数を確認して記入してください。

平成26年1月から12月支払分を準備してください。

6 平成26年1月から12月の支給額を合計し、記入してください（千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。）

7 平成26年1月から12月の税額を合計し、記入してください（千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。）。  
 \* 年末調整による不足税額・超過税額を加減算します。  
 \* 0の場合も「0」と記入してください。

# 6 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）（ ）の記入のしかた

調査票は提出用と予備用を送付していますが、不足する場合には20ページの問い合わせ先に連絡してください。  
 記入対象者の決め方は、9ページを参照してください。  
 調査票には、記入対象者を左詰めで記入してください。  
 この調査票は、記入対象者の「平成26年分給与と所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成26年分給与と所得者の保険料控除申告書兼給与と所得者の配偶者特別控除申告書」等を参考にして記入してください。

## 記入例

①～③は必ず記入する項目になります。

**勤続年数**  
 貴事業所の支社・支店・工場等から転入してきた人については、前の勤務先での勤続年数を通算してください。  
 条件付採用期間・見習期間等は、勤続年数に含めてください。  
 病気、怪我、育児休業等による休職期間は勤続年数に含めないでください。  
 解雇又は退職してから同じ事業所に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算してください。

**給与を支給した月数**  
 年の途中で採用された人で、前職で支給された給与を含めて年末調整を行った人については、前職での給与支給月数を通算してください。

**職務**  
 「法人の代表者、役員等」とは、代表取締役・取締役・監査役・理事長・理事・監事等をいいます。「非正規の給与と所得者」とは、正規の給与と所得者（貴事業所において正規の職員・従業員と称されている者）以外の者をいい、契約社員、派遣社員、嘱託等を含みます。

**年末調整**  
 「その他の理由」とは、給与の金額の合計（給与の金額の(ハ)計）が2,000万円を超える場合、災害による徴収猶予又は還付を受けた場合等をいいます。

**扶養親族数**  
 扶養親族数には、控除対象配偶者は含みません。

**給与の金額**  
 「(ハ)計」だけではなく、「(イ)給料・手当等」と「(ロ)賞与等」も必ず記入してください。通勤手当等の非課税分を含みません。

**諸控除(ハ)(ニ)(ホ)**  
 生命保険料控除額は最高12万円ですが、「(ハ)一般生命保険料控除額」、「(ニ)介護医療保険料控除額」、「(ホ)個人年金保険料控除額」の合計が12万円を超えても構いません。

**諸控除(ト)**  
 配偶者控除を受けている人は、配偶者特別控除は受けられません。また、配偶者特別控除の適用は、所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。

**年税額**  
 源泉徴収税額(年末調整後)を記入してください。年末調整を行わなかった人については、平成26年中に源泉徴収した税額の合計を記入してください。

別紙様式第2号 統計法に基づく基幹統計調査票		国 税		<例1> 年末調整を行った一般の人		<例2> 給与の金額が2,000万円超の役員			
調査項目		氏名又は記号等		国税一郎		国税二郎			
①		一連番号		1		2			
		性別(男1、女2)		●		●			
		平成26年12月31日現在 満年齢		29		67			
		平成26年12月31日現在 勤続年数		7		42			
		平成26年中に給与を支給した月数		●		●			
		職 務		●		●			
		年末調整		●		●			
		控除対象配偶者		(0-8を記入) 0		(0-8を記入) 1			
扶養親族数 (該当する控除対象配偶者・扶養親族は含みません)		イ一般の控除対象扶養親族		2		3			
		ロ特定扶養親族		●		●			
		ハ老 同居老親等		●		1			
		人 一 般		●		●			
		計(+ + +)		2		4			
		障 害 者		●		●			
		障 同 居		●		●			
		特 非 同 居		●		●			
		本人控除		イ障害者・特別障害者控除		●		●	
				ロ寡婦・寡夫控除		●		●	
		ハ勤労学生控除		●		●			
②		イ給料・手当等(千円単位)		3240		12000			
		ロ賞与等(千円単位)		1150		9000			
		ハ計イ+ロ(千円単位)		4390		21000			
③		イ社会保険料控除額(千円単位)		307		●			
		ロ小規模企業共済等掛金控除額(千円単位)		●		●			
		ハ一般生命保険料控除額(千円単位)		50		●			
		ニ介護医療保険料控除額(千円単位)		40		●			
		ホ個人年金保険料控除額(千円単位)		10		●			
		ヘ地震保険料控除額(千円単位)		50		●			
		ト配偶者特別控除額(千円単位)		380		●			
		チ住宅借入金等特別控除額(千円単位)		●		●			
		年 税 額(千円単位)		50		3579			

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問

調査票の記入に当たって

調査票は、黒の鉛筆がシャープペンシルで記入してください。  
 調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。  
 書き間違えた場合には、消しゴムできれいに消してから記入してください。  
 該当のない項目は、空欄にしてください。

直線1本 すぎ間を開ける 上につきぬける 角をつくる  
 良い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 閉じる

×悪い例 /23 200 577 123  
 はみだす つづける ぐずず かたむける

氏名又は記号等

氏名のほか、社員番号、イニシャルやアルファベット等の記号による記載でも構いません。ただし、記入内容についてお尋ねすることがありますので、記入対象者が特定できるようにしてください。

<例3> 中途採用で前職分給与が不明の人			<例4> 乙欄適用人		
国税花子			国税三郎		
3			4		
280			415		
0			0		
1			1		
1080			2400		
200			2400		
1280			2400		
68			246		

「諸控除」欄は、「一年末調整」欄が「1」の大きいのみ記入してください。

乙欄適用人（「一年末調整」欄が「2」の大きい）は記入しません。

平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書

下記(13)(イ)(ホ)は調査票の「調査項目」に対応しています。

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名)	給与の支払者の所在地(住所)	(フリガナ) あなたの住所又は居所
-------------------------	----------------	----------------------

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人氏名	新・旧の区分	あなたが本年度に支払った保険料等の金額(引込を欠いた)	給与の支払者の確認印
	生命保険料			新・旧		
A		①の金額を下の計算式1(新保険料等)に当てはめて計算した金額		計(①+②)	③(最高40,000円)	
B		②の金額を下の計算式2(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		④(13)の(ハ)		
C		Cの金額を下の計算式3(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤(13)の(イ)		
D		④の金額を下の計算式4(新保険料等)に当てはめて計算した金額		計(④+⑤)	⑥(最高40,000円)	
E		⑤の金額を下の計算式5(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑦(13)の(ホ)		
計算式I(新保険料等)※		計算式II(旧保険料等)※		生命保険料控除額		⑧(④+⑤+⑥) 円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

平成26年分 給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿

下記(9)~(14)の番号は調査票の「調査項目」の番号に対応しています。

甲欄	区	支	給	額	2400			
乙欄	区	支	給	額	1080			

平成26年分 給与所得に対する源泉徴収簿

1	給与	2400
2	給与	1080
3	控除	200
4	控除	2400
5	控除	1280
6	控除	2400
7	控除	68

(13)の(イ) = A + B - D    (13)の(ホ) = C + D

(注) 所得税源泉徴収簿の書き方については、「平成26年分年末調整のしかた」等を参考にしてください。

税務署受付印

法人設立届出書

※整理番号

<p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>新たに内国法人を設立したので届け出ます。</p>	(フリガナ)		
	法人名		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話( ) -
	納税地	〒	
	(フリガナ)		
代表者氏名			㊦
代表者住所	〒	電話( ) -	
設立年月日	平成 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日
<p>事業の目的</p> <p>(定款等に記載しているもの)</p> <p>(現に営んでいる又は営む予定のもの)</p>	支店・出張所・工場等	名称	所在地
設立の形態	<p>1 個人企業を法人組織とした法人である場合</p> <p>2 合併により設立した法人である場合</p> <p>3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他)</p> <p>4 現物出資により設立した法人である場合</p> <p>5 その他( )</p>		
設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等
設立の形態が2~4である場合の適格区分	適格・その他	<p>添付書類等</p> <p>1 定款等の写し</p> <p>2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号: ) (発行年月日: 年 月 日)</p> <p>3 株主等の名簿</p> <p>4 設立趣意書</p> <p>5 設立時の貸借対照表</p> <p>6 合併契約書の写し</p> <p>7 分割計画書の写し</p> <p>8 その他( )</p>	
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無		
関係税理士	氏名		
<p>設立した法人が連結子法人である場合</p>	連結親法人名		
	連結親法人の納税地	〒	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人
		年 月 日	年 月 日
税理士署名押印 ㊦			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		入力	名簿
		通信日付印	年月日
			確認印

(規格A4)



国税 取寄せ資金 (納付書) 給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入例) ¥11234567890

平成 年 月 日 支 払 金 額 千 円 百 円 十 円 千 円 百 円 十 円

32309

区分	支 払 月 日	人 百 十 円 千 百 十 円 千 百 十 円	支 払 金 額	千 円 百 円 十 円 千 円 百 円 十 円	支 払 金 額	千 円 百 円 十 円 千 円 百 円 十 円
俸給・給料等 (01)						
賞与・役員賞与を除く (02)						
日雇労働者の賃金 (06)						
退職手当等 (07)						
税理士等の報酬 (08)						
役員賞与 (03)						
同上の支払確定年月日						

納期等の区分  
平成 年 月

支払分額源泉所得税

証券受領  
内 証券受領 円  
証券等 円  
残出入 円

(領収日付印)

本 税  
延滞税

合計額

○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。  
あて先

○ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

左記の合計額を修正しました。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名 (フリガナ)	(受給者番号)
		氏名 (役職名)	
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
	千 円 百 円 十 円	千 円 百 円 十 円	千 円 百 円 十 円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)
有 無 (控除有無)	老人 千 円 百 円 十 円	特 定 老 人 千 円 百 円 十 円	特 別 其 他 千 円 百 円 十 円
(源泉) 住宅借入金等特別控除の額	円	国民年金保険料等の金額	円
居住開始年月日		配偶者の合計所得	円
		新生命保険料の金額	円
		旧生命保険料の金額	円
		中途就・退職	円
		受給者生年月日	明 大 昭 平 年 月 日
支払者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称	(電話)	

315-1

平成  年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

平成 年 月 日提出 税務署長 殿		事業種目	整理番号
提出者 住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 (フリガナ) 代表者氏名印	電話 ( - - )	調査の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋
	作成担当者	作成税理士 署名押印	翌年以降送付要否 要 <input type="radio"/> 否 <input type="radio"/>
	税理士番号	電話 ( - - )	税理士番号
	税務署受付印		

区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支	払	金	額	源泉徴収税額
① 俸給、給与等の総額								
② のうち、所得控除の日当り控除の金額								
③ 源泉徴収票を提出するもの								
④ 災害減免法により徴収猶予したもの								

区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額
① 退職手当等の総額							
② のうち、源泉徴収票を提出するもの							

区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額
① 原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)							
② 弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)							
③ 診療報酬(3号該当)							
④ 職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)							
⑤ 芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)							
⑥ ホステス等の報酬又は料金(6号該当)							
⑦ 契約金(7号該当)							
⑧ 賞金(8号該当)							
⑨ 計							
⑩ のうち、支払調書を提出するもの							
⑪ のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金							
⑫ 災害減免法により徴収猶予したもの							

区分	人	員	支	払	金	額
① 使用料等の総額						
② のうち、支払調書を提出するもの						

区分	人	員	支	払	金	額
① あっせん手数料の総額						
② のうち、支払調書を提出するもの						

区分	人	員	支	払	金	額
① 譲受けの対価の総額						
② のうち、支払調書を提出するもの						

通借日付印	確認印	提出年月日	年	月	日					
税務署 整理欄		区分	A	B	C	D	E	F	G	H

提出用

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(MT II 11 CMT II 12 電子 II 14 FD II 15 MO II 16 CD II 17 DVD II 18 書面 II 30 その他 II 99)